

## 第2章 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の利用手引き

本章では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における改良点、プログラム上でのデータの入力や推計条件の設定の方法など、プログラムの利用のしかたについて説明する。

### 2. 1 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における改良点

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における住宅確保要配慮者世帯数の推計の基本フローと従来のストック推計プログラムからの改良点の見取りを示すと図2.1のようになる。図中の赤枠はストック推計プログラムからの改良点を示している。

以下では、ストック推計プログラムからの改良点を具体的に説明する。なお、下記の1)、5)は、同時に公開している「世帯数推計支援プログラム（改良版）」についても同様である<sup>注1)</sup>。

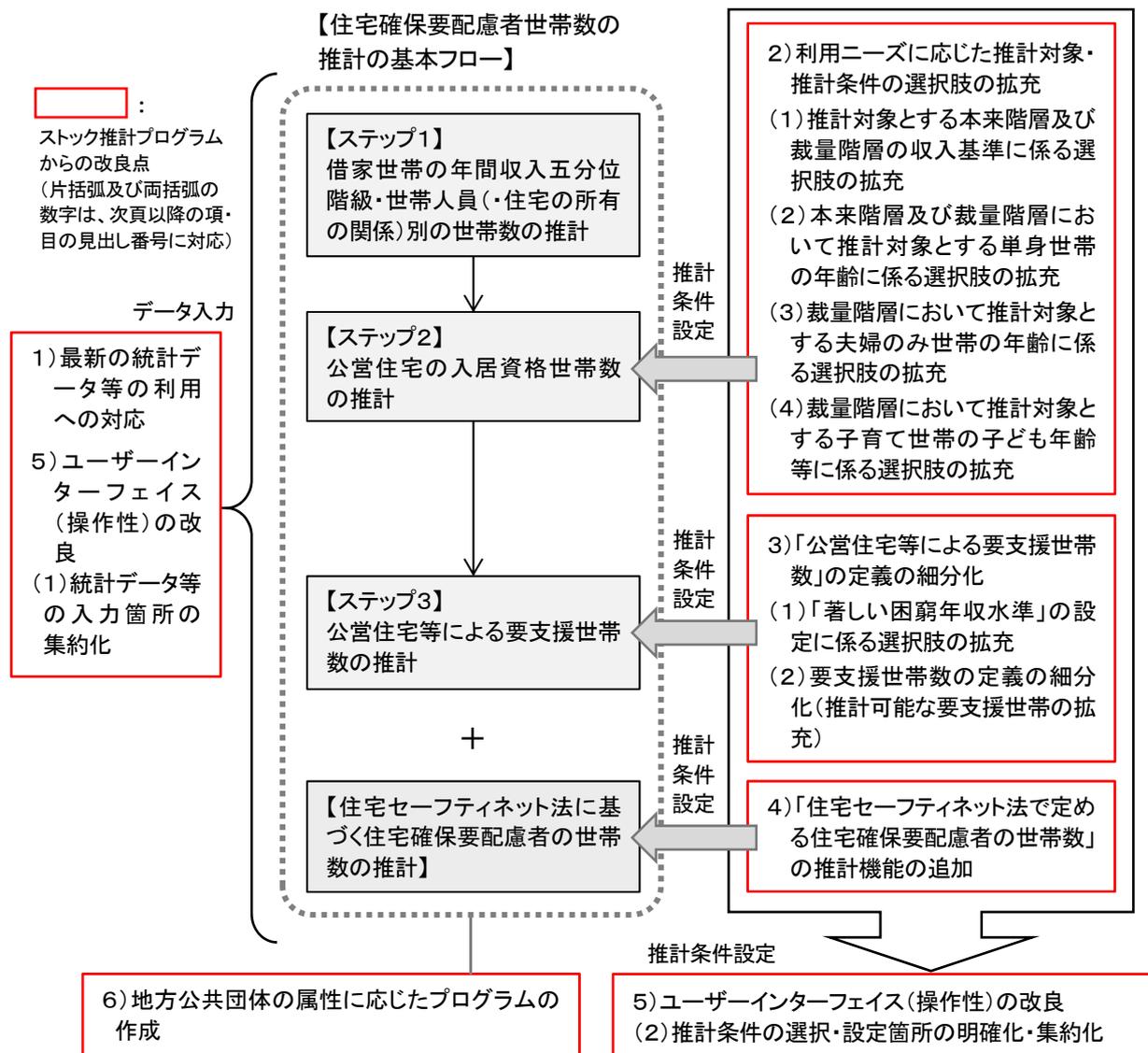


図 2.1 住宅確保要配慮者世帯数の推計の基本フローとストック推計プログラムからの改良点の見取り

## 1) 最新の統計データ等の利用への対応

- ・最新の人口・世帯数推計の公表値や政府統計調査（基幹調査）のデータ（以下「統計データ等」という。）を用いた推計に対応している。「世帯数推計支援プログラム（改良版）」は次の i）から iii）、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は次の ii）から v）の統計データ等を主に用いる<sup>注2)</sup>。
  - i) 『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年（2018 年）3 月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）
  - ii) 『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）
  - iii) 『平成 27 年（2015 年）国勢調査』（総務省統計局）
  - iv) 『平成 30 年（2018 年）住宅・土地統計調査』（総務省統計局）
  - v) 『平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）家計調査』（総務省統計局）

## 2) 利用ニーズに応じた推計対象・推計条件の選択肢の拡充

各地方公共団体において、地域の住宅事情、公営住宅需要の大きさ、政策上のニーズ等の地域の実情を踏まえた柔軟かつきめ細やかな推計が可能となるよう、推計対象・推計条件について次のような選択肢の拡充をしている。

### (1) 推計対象とする本来階層及び裁量階層の収入基準に係る選択肢の拡充

- ・公営住宅の入居収入基準は、公営住宅法第 23 条第 1 号及び同施行令第 6 条によると、次の金額を超えないこととされている。
  - i) 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める基準（月収 15 万 8 千円（収入分位 25%））を参酌して、事業主体が条例で定める金額（ii で定める基準以下）
  - ii) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合は、政令で規定する基準（月収 25 万 9 千円（収入分位 50%））を上限として、事業主体が条例で定める金額
- ・このため、ストック推計プログラムでは、本来階層及び裁量階層の入居収入基準について、標準的と考えられる次の政令月収（収入分位）を固定的に用いていた。
  - i) 本来階層：政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）以下
  - ii) 裁量階層：政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）以下
- ・一方、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情（各地方公共団体が条例で定めている金額）を踏まえた推計が可能となるよう、次の政令月収（収入分位）から選択できるようにしている。
  - i) 本来階層：政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）、政令月収 13 万 9 千円（収入分位 20%）、政令月収 12 万 3 千円（収入分位 15%）、政令月収 10 万 4 千円（収入分位 10%）から選択
  - ii) 裁量階層：政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）、政令月収 21 万 4 千円（収入分位 40%）、政令月収 18 万 6 千円（収入分位 32.5%）、15 万 8 千円（収入分位 25%）から選択

## (2) 本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯の年齢に係る選択肢の拡充

- ・本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯については、ストック推計プログラムでは、フロー推計プログラムに合わせて、世帯主年齢 60 歳以上の高齢単身世帯としていた<sup>注3)</sup>。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、各地方公共団体において入居資格を有する単身者の年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている<sup>注4)</sup>。

## (3) 裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯の年齢に係る選択肢の拡充

- ・裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯については、ストック推計プログラムでは、フロー推計プログラムに合わせて、世帯主年齢 60 歳以上の高齢夫婦のみ世帯としていた。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、(2)と同様、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、各地方公共団体において入居資格を有する世帯主年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている。

## (4) 裁量階層において推計対象とする子育て世帯の子ども年齢等に係る選択肢の拡充

- ・裁量階層において推計対象とする子育て世帯については、ストック推計プログラムでは、フロー推計プログラムに合わせて、6 歳未満の子どもがいる世帯を対象としていた。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、各地方公共団体において、入居資格を有する子どもの年齢を 6 歳未満、12 歳未満、15 歳未満、18 歳未満から選択できるようにしている。また、18 歳未満の子どもが 3 人以上いる、いわゆる多子世帯についても選択して推計できるようにしている<sup>注5)</sup>。

## 3) 「公営住宅等による要支援世帯数」の定義の細分化

### (1) 「著しい困窮年収水準」の設定に係る選択肢の拡充

- ・近年の国及び地方公共団体の厳しい財政状況のもとでは、公営住宅ストックの量的拡大は困難となっており、公営住宅等の供給にあたっては、真に住宅に困窮する者への的確な供給が強く求められるようになってきている。一方で、公営住宅への入居資格を有する世帯（以下、「公営住宅の入居資格世帯」という。）のすべてが公営住宅への入居ニーズを有しているとは限らない。このため、公営住宅の入居資格世帯のうち、公営住宅等による要支援世帯数（以下単に「要支援世帯数」ともいう。）を的確に推計することが求められる。
- ・ストック推計プログラムでは、「公営住宅の入居資格世帯」のうち、特に経済的に困窮している「著しい困窮年収水準」未満の世帯を要支援世帯と設定して、要支援世帯数を推計していた。なお、「著しい困窮年収水準」未満の世帯とは、各地域の民間賃貸住宅の市場家賃の実態等を踏まえ、「適正家賃負担限度率（第7期住宅建設5箇年計画で設定）の範囲で、住生活総合計画（全国計画）で定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅（各地域の民間賃貸住宅の平均家賃単価（1㎡当たりの家賃）の住宅）に居住するために必要な年収に満たない世帯」と定義していた。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、「著しい困窮年収水準」の設定にあたっては、上記の従来の定義に加えて、各地方公共団体に

において公営住宅への優先入居や家賃減免等（以下「優先入居等」という。）を行う場合の収入水準を条例で定めている場合については、その対象となる月収の年収換算値を「著しい困窮年収水準」と設定できるようにしている。また、優先入居等の収入水準を定めていない場合については、政令月収 10.4 万円（収入分位 10%に相当）の年収換算値を用いることもできるようにしている。

（２）要支援世帯数の定義の細分化（推計可能な要支援世帯の拡充）

- ・ストック推計プログラムにおいては、（１）で説明したように、地域の民間賃貸住宅の市場家賃の実態等をもとに「著しい困窮年収水準」未満の世帯を推計することで、公営住宅等による要支援世帯数を把握することとしていた（図 2.2）。

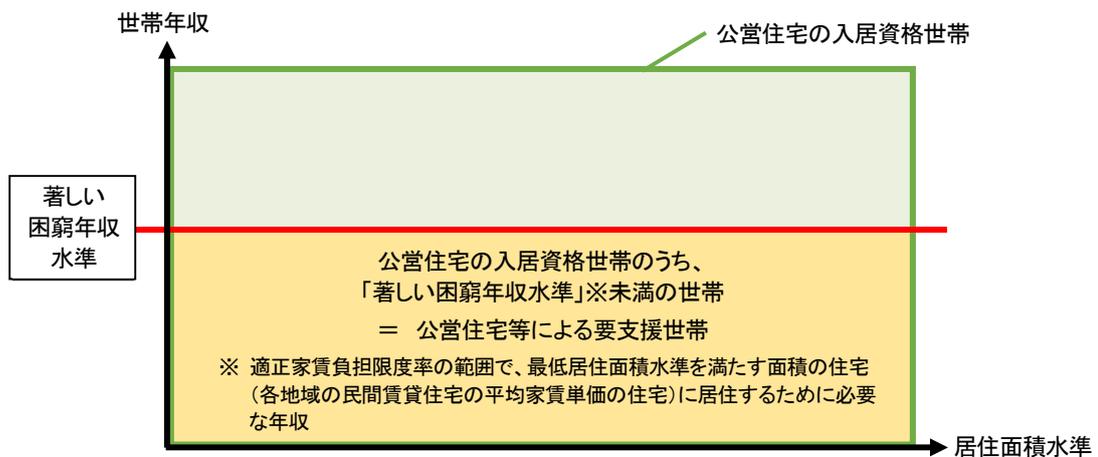


図 2.2 ストック推計プログラムで推計する「著しい困窮年収水準」未満世帯

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、（１）で説明した「著しい困窮年収水準」未満の世帯の推計に加えて、世帯年収、居住面積水準、家賃負担率の観点から住宅の困窮状況を図 2.3 に示す 4 類型に区分し、各類型に該当する世帯数を要支援世帯数として推計できるようにしている<sup>注6)</sup>。

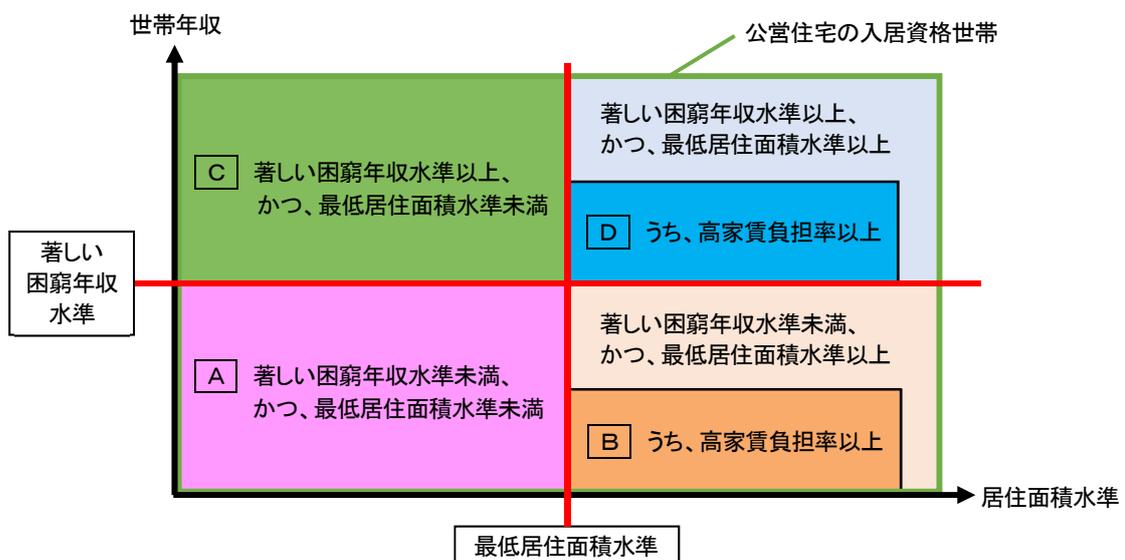


図 2.3 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」で推計する要支援世帯数に係る住宅の困窮状況4類型

・要支援世帯としての各類型の定義は次のとおりである。

- A** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- B** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯<sup>注7)</sup>
- C** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- D** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯

#### 4) 「住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者の世帯数」の推計機能の追加

- ・ストック推計プログラムを平成 28 年 8 月に配布後、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）」が施行され（平成 29 年 10 月 25 日）、民間の空き家・空き室等を有効活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設された。
- ・住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者として、①低額所得者（政令月収 15.8 万円以下）、②被災者（発災後 3 年以内）、③高齢者、④障害者、⑤子育て世帯（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者を養育している者）、⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者（外国人等）が位置づけられている（図 2.4）。
- ・こうした政策ニーズの変化を踏まえ、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者のうち、政府統計調査のデータを用いて把握できる次の i) から iv) の住宅確保要配慮者の世帯（図 2.4 の赤枠で囲んでいる世帯）を対象とし<sup>注8)</sup>、借家に居住する該当世帯数について推計する機能を追加している。
  - i) 低額所得世帯（政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から iv に該当しない世帯）
  - ii) 高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）
  - iii) 子育て世帯
  - iv) 外国人のみの世帯

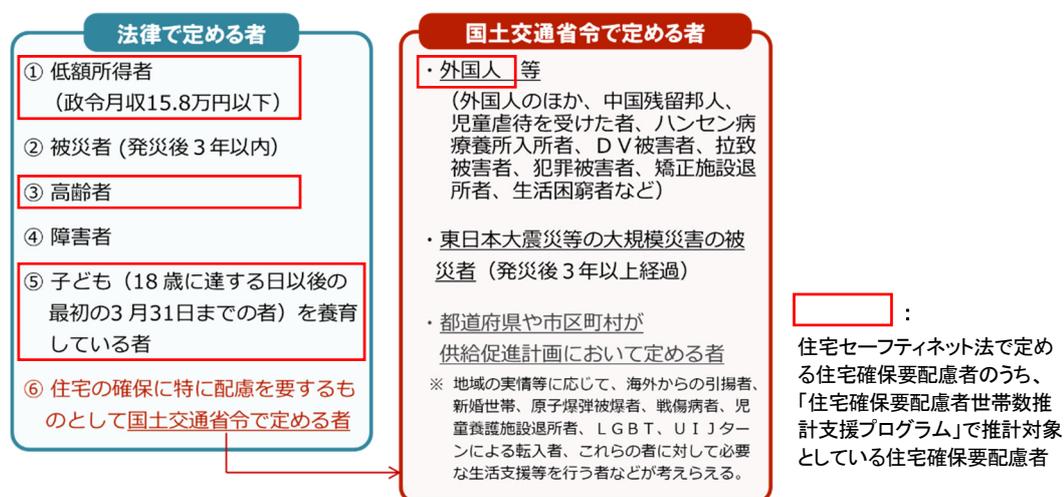


図 2.4 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者と推計対象

出所:国土交通省住宅局資料「新たな住宅セーフティネット制度に係る取組等について」(平成 30 年 10 月)(p.6)をもとに筆者加筆・作成

## 5) ユーザーインターフェイス（操作性）の改良

### (1) 統計データ等の入力箇所の集約化

- ・世帯数推計支援プログラムの従来のプログラムや、ストック推計プログラムでは、統計データ等の入力箇所が複数のシート上に分散しており、入力箇所の確認に時間を要する、入力漏れが生じるおそれがある等の利用上の課題があった。
- ・このため、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」及び「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、「統計データ入力シート」を新設し、推計に必要な統計データ等の入力箇所を一箇所に集約化している。【入力】と記載された「統計データ入力シート」の該当箇所に統計データ等を入力すれば、【計算】又は【推計】と記載されたシートにおいて自動的に計算又は推計が行われるしくみとなっている。

### (2) 推計条件の設定（選択）箇所の明確化・集約化

- ・世帯数推計支援プログラムの従来のプログラムでは、推計対象とする年齢等の条件、推計の方法や推計に用いる近似式等の推計条件の設定（選択）箇所が複数のシートに分散していた。
- ・このため、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では「推計条件設定シート」を新設し、推計条件の設定箇所についても一箇所に集約化している。
- ・また、ストック推計プログラムについては、推計条件の設定箇所の集約化はされているが、統計データ等の入力箇所と同じシート上にあり、シートの名称も「入力シート」となっているなど、分かりやすさの点で課題があった。
- ・このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では「統計データ入力シート」とは別に「推計条件設定シート」を設け、両シートの機能の違いを明確化している。なお、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は、①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計、②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計という2つの機能を有しており、「推計条件設定シート」はこれらの推計機能に対応した2つのシートに分かれている。

## 6) 地方公共団体の属性に応じたプログラムの作成

地方公共団体の属性に応じて、適切な統計データ等の集計表を用いた推計が可能となるよう、次のような観点から複数の種類のプログラムを作成している。

### (1) 利用可能な集計表の集計区分に応じたプログラムの作成

- ・推計に主に用いる住宅・土地統計調査の集計表は、都道府県、政令市、一般市で集計項目の集計区分が異なっており、都道府県、政令市ほどより詳細な集計区分での集計表が表章されている。
- ・ストック推計プログラムは、統計データの利用上の制約が大きい市レベルにおいて利用可能な集計表の集計区分をもとに推計アルゴリズムを構築していたため、都道府県や政令市がプログラムを利用する際には、利用可能な詳細な集計区分の集計表を市レベルの集計区分の集計表に変換する必要があり、データの入力に時間を要する、推計の精度が低下する等の課題があった。
- ・このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、【一般市版】のほかに【都道府県版】、【政令市版】を新たに作成し、地方公共団体の属性に応じて利用可能な集計表の集計区分をもとに推計できるようにしている。

## (2) 政令市への移行や市町村合併等を考慮したプログラムの作成

### (2) - 1 政令市への移行や市町村合併等の時期に応じて利用できるプログラムの作成

- ・住宅・土地統計調査の集計表は、都道府県、政令市と一般市とでは集計項目の集計区分の詳細度が異なっていることに加え、町村レベルでは表章されておらず、利用することができない集計表が多い<sup>注9)</sup>。このため、町村を編入した政令市、町村との合併や町村編入をした市、町村合併により市制施行した市（以下、編入も含めて単に「合併」という。また、これらの市と町村との合併パターンを総称して「市町村合併」という。）等については、合併時点以前の旧町村部についての集計表を利用することができず、合併の前後で（市の範囲が異なることになるため）データの連続性を確保することができない。
- ・また、住宅・土地統計調査の集計表の利用可能な年次の範囲は、一般市から政令市への移行の時期、市町村合併の時期や市制施行の時期との関係により異なる場合がある。
- ・こうしたことから、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、政令市への移行や町村合併をした市において、政令市への移行や市町村合併の時期と住宅・土地統計調査の調査年次の関係に応じて最適な統計データ等を用いた推計ができるよう、【政令市版】、【一般市版】ともに3種類のプログラムを用意している（表 2.1）<sup>注10)</sup>。住宅・土地統計調査は10月1日時点での調査のため、住宅・土地統計調査の利用可能性の観点から、各調査年次の前日の9月30日までの合併状況により利用できるプログラムを作成している。

表 2.1 政令市への移行や市町村合併等の時期に応じて利用可能な「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の種類

利用主体	政令市への移行や市町村合併等の時期	プログラムの種類	実績値として推計に用いる住宅・土地統計調査の年次
都道府県	（政令市への移行や市町村合併等の影響はなし。）	【都道府県版】	1998(平成10)年、2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
政令市	政令市への移行が平成10年9月30日以前であり、平成10年10月1日以降に市町村合併なし。	【政令市版①】	1998(平成10)年、2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成15年10月1日～平成20年9月30日の間に政令市への移行又は市町村合併あり。	【政令市版②】	2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成20年10月1日～平成25年9月30日の間に政令市への移行又は市町村合併あり。	【政令市版③】	2013(平成25)年、2018(平成30)年
一般市	平成15年10月1日以降に市町村合併なし。	【一般市版①】	2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成15年10月10月1日～平成20年9月30日の間に市町村合併又は市制施行あり。	【一般市版②】	2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成20年10月1日～平成25年9月30日の間に市町村合併又は市制施行あり。	【一般市版③】	2013(平成25)年、2018(平成30)年

## (2) - 2 市の合併の場合のプログラムの利用について

- ・政令市が1998（平成10）年10月1日以降に市のみと合併した場合については、【一般市版①】のプログラムを用いて推計することができる。すなわち、次の方法により、合併前後の4時点（2003（平成15）年、2008（平成20）年、2013（平成25）年、2018（平成30）年）でのデータの連続性を確保して推計を行うことができる（図2.5）<sup>注11</sup>。
- ア）合併前の各年次の住宅・土地統計調査において、旧政令市の詳細な集計区分の集計表を、市レベルでの粗い集計区分の集計表に按分により変換してデータを作成する。
- イ）ア）で作成したデータと、合併する旧一般市の集計表のデータを足し合わせて、合併前の実績値データを作成する。
- ウ）合併後の各年次の住宅・土地統計調査において、政令市の詳細な集計区分の集計表を、市レベルでの集計区分の集計表に変換してデータを作成する。
- エ）イ）及びウ）の実績値データを【一般市版①】のプログラムに投入して推計を行う。
- ・また、一般市において、市どうしが合併した場合についても、合併前の旧市どうしの集計表のデータを足し合わせて合併前の実績値データを作成し、【一般市版①】のプログラムを用いて推計を行うことができる。

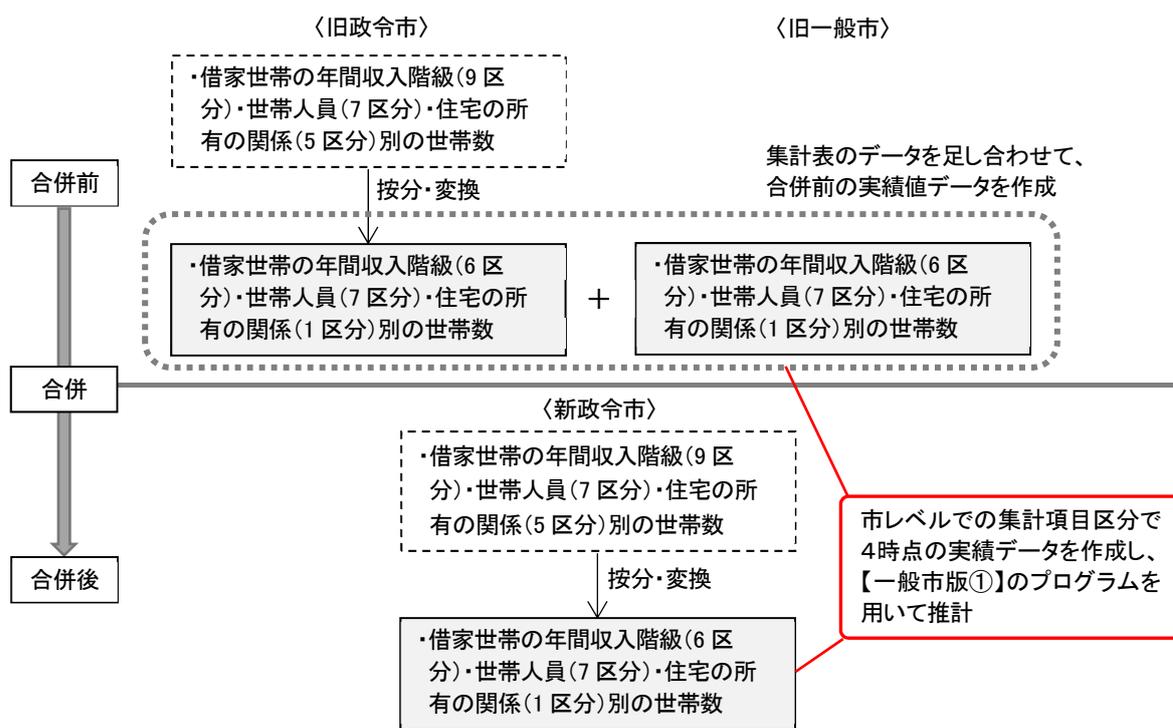


図 2.5 政令市と一般市の合併の場合の【一般市版①】のプログラムに投入する実績値データの作成方法

## (2) - 3 市町村合併をした場合の国勢調査データの扱いについて

- ・プログラムにおいては、住宅・土地統計調査のほかに、国勢調査データを用いる。
- ・国勢調査の調査年次は、2000（平成12）年、2005（平成17）年、2010（平成22）年、2015（平成27）年（各10月1日時点）であり、住宅・土地統計調査とは調査年次が異なるが、推計に用いる国勢調査のデータは市町村において表章されている。このため、町村合併を行っている場合においても、合併等する旧市・旧町村等のデータを足し合わせて実績値を作成することで、推計に利用することができる。

## 2. 2 プログラムの構成・機能

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」及び「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の全体的な構成・機能について説明する。

両プログラムは、次のような機能を有するシートで構成されている。

(1) 「統計データ入力シート」:

推計に用いる統計データ等を入力する箇所を集約化したシート（詳細は2.3を参照）

(2) 「推計条件設定シート」:

推計の対象や方法等の推計条件を設定する箇所を集約化したシート（詳細は2.4を参照）

(3) 「計算・推計シート」:

上記のシートで入力したデータと設定した推計条件が自動的に反映され、推計を行うアルゴリズムを構成しているシート（詳細は第3章、第4章の技術解説を参照）

(4) 「推計結果シート」:

推計結果がまとめて表示されるシート（詳細は2.5を参照）

なお、(1)のシートに統計データ等を入力し、(2)のシートで推計条件を設定すると、(3)の該当するシートで自動的に計算・推計が行われ、その結果がまとめて(4)のシートに出力・表示されるしくみとなっている。

## 2. 3 統計データ等の入力方法

### －「統計データ入力シート」の構成・機能と入力する統計データ等

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」及び「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」においては、推計に必要な統計データ等の入力箇所を集約化した「統計データ入力シート」を設けている。

「統計データ入力シート」の構成・機能と、このシートに入力する必要がある統計データ等について説明する。

#### 1) 「統計データ入力シート」の構成・機能

「統計データ入力シート」の構成とデータの入力に係る機能は、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」ともに共通であり、下記の機能を有している。

(1) 入力する統計データ等の一覧的な表示

(2) 統計データ等の入力箇所及び入力表の分かりやすい表示

(3) 統計データ等の未入力（入力漏れ）・入力済みの箇所の表示

以下では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を例にして、「統計データ入力シート」の構成と機能について説明する。

(1) 入力する統計データ等の一覧的な表示

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の都道府県版における「統計データ入力シート」の全体構成（一部）を図 2.6 に示している。
- ・シートの上部に、入力する統計データ等の項目と数を容易に把握することができるよう、一覧的な表示欄を設けており、その表示欄の下に、項目ごとのデータ入力箇所（入力表）が続くという構成となっている。なお、一覧的な表示欄の上部の数値は、入力する統計データ等の項目数を示しており、エクセルシートの A 列に記載されているデータ入力箇所の先頭箇所と対応している。
- ・一覧的な表示欄は、入力する統計データ等の項目が青字の下線表示で記されており、該当するデータ入力箇所とリンクが貼られている。詳細は（2）で説明する。
- ・また、都道府県版においては、一覧的な表示欄の上部に、推計対象とする都道府県名（以下「対象都道府県」という。）を入力する欄も設けている。ここに入力すると、すべての推計シート of 該当箇所にも自動的に対象都道府県名が記載される。

**対象都道府県名の入力欄**  
(各推計シートの都道府県名の記載箇所と連動している。)

**入力する統計データ等の一覧的な表示欄**  
(青字の下線表示の表記箇所は、該当するデータ入力箇所とリンクしている。)

★統計データ入力シート ●入力箇所一覧(下線部分が当該入力箇所の先頭のセルにリンクしている)

1. 入力する → 対象都道府県 ○○県

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済
【入力】 世帯数の推 計結果	【入力】 世帯の年間 収入階級・世 帯人員・住宅 の所有の関 係別の主世 帯数	【入力】 世帯主年齢・ 世帯主年齢・住 宅の所有の 関係別の主 世帯数	【入力】 世帯主年齢・ 子どもの年 齢・世帯人 員・住宅の所 有の関係別の 「夫婦のみ世 帯」の主世帯 数	【入力】 子どもの年 齢・住宅の所 有の関係別の 「子育て世帯」 の主世帯数	【入力】 住宅の所有 の関係別の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 住宅の所有 の関係別の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 平成20年の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 平成25年の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 平成20年の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 平成25年の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 平成20年の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 平成25年の 「新・最低居 住面積水準」 の達成状況	【入力】 住宅の所有 関係別の「外 国人世帯」世 帯数

2. 下線部分をクリックして当該入力箇所の先頭のセルに飛び、

3. 行番号の左側にある「+」マークのオン/オフによって、統計データを貼り込む表の表示/非表示を切り替える。

11 【入力】世帯数の将来推計結果 入力済

世帯数の将来推計結果  
【1.世帯数推計PG【都道府県版】】より入力

188 2 【入力】〈借家〉世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シート：1-①関係） 入力済

189 1-①-1a. 借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数  
190 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力  
191 589

590 3 【入力】〈借家〉世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シート：2-②関係） 入力済

591 2-②. 借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数  
592 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力  
593 689

700 4 【入力】〈借家〉世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数（シート：2-④関係） 入力済

701 2-④-1. 借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数  
702 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力  
703 798

800 5 【入力】〈借家〉子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数（シート：2-⑤関係） 入力済

801 2-⑤-1a. 借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数  
802 【国勢調査（総務省統計局）・特別集計結果】より入力  
803 979

980 6 【入力】〈借家〉住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃（シート：3-①関係） 入力済

981 3-①. 借家の住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃  
982 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力  
983 1046

1047 7 【入力】〈借家〉平成20年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シート：4-①-1関係） 入力済

1048 4-①-1. 平成20年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況  
1049 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）・特別集計結果】より入力  
1050 2379

2380 8 【入力】〈借家〉平成25年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シート：4-①-2関係） 入力済

2381 4-①-2. 平成25年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況  
2382 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）・特別集計結果】より入力  
9884

準備完了

図 2.6 「統計データ入力シート」の全体構成と入力する統計データ等の一覧的な表示欄(都道府県版の場合)

- 一方、市レベル（政令市、一般市）での推計にあたっては、推計対象とする市（以下「対象市」という。）における統計データ等に加えて、対象市の属する都道府県（以下「該当都道府県」という。）における統計データ等も入力し、両者の相対的格差をもとに対象市の値を推計している箇所がある（推計手法の詳細は第3章で解説する）。
- このため、【政令市版】及び【一般市版】のプログラムにおける「統計データ入力シート」では、一覽的な表示欄の上部に対象市名と該当都道府県名を入力欄を用意している（図2.7）。
- また、入力する統計データ等の一覽表の表示欄については、①対象市についての入力項目、②該当都道府県についての入力項目、③対象市及び該当都道府県についての入力項目の区分が分かるように色で表示を分けている（図2.7）。桃色が対象市についての入力項目、水色が該当都道府県についての入力項目、薄緑色が対象市及び該当都道府県についての入力項目であることを表示している。

対象市名及び該当都道府県名を入力欄  
(各推計シートの対象市名及び該当都道府県名の記載箇所と連動している。)

入力する統計データ等の一覽的な表示欄  
①対象市についての入力項目(桃色)  
②該当都道府県についての入力項目(水色)  
③対象市及び該当都道府県についての入力項目(薄緑色)  
の区別が分かるように、セルの色を変えて表示している。

The screenshot shows a spreadsheet interface with a menu bar (File, Home, Insert, Page Layout) and a toolbar. The main area is a grid of input items. At the top, there are input fields for '対象市' (Municipality) and '該当都道府県' (Prefecture). Below this is a grid of 20 columns and 10 rows of input items. The items are color-coded: pink for municipalities, light blue for prefectures, and light green for both. The items include categories like '世帯数の将来推計結果' (Future household count estimates), '借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数' (Main household counts by income level, household size, and ownership for rental households), and '子どもの年齢別の「子育て世帯」の世帯数' (Household counts for child-rearing households by child age group).

図 2.7 「統計データ入力シート」の全体構成(一部)と入力する統計データ等の一覽的な表示欄 (一般市の場合)

(2) 統計データ等の入力箇所及び入力表の分かりやすい表示

- ・統計データ等の入力箇所及び入力表の表示について説明する。一覧表内の青字の下線表示の表記箇所は、該当するデータ入力箇所とリンクしており、青字の箇所をクリックすると、統計データ等の入力箇所の先頭欄に移動し、先頭欄がオレンジ色で表示される (図 2.8・上部)。

★統計データ入力シート ●入力箇所一覧(下線部分が当該入力箇所の先頭のセルにリンクしている)

1. 入力する 対象都道府県 ○○県

2. 下線部分をクリックして当該入力箇所の先頭のセルに飛ぶ。

3. 行番号の左側にある「+」マークのオン/オフによって、統計データを貼り込む表の表示/非表示を切り替える。

一覧表内の下線表示の青字箇所をクリックすると、該当する統計データ等の入力箇所の先頭欄に移動し、先頭欄がオレンジ色で表示される。

最左列下にある「+」ボタンをオン(クリック)することで、統計データ等を貼り込む入力表が表示される。

2 [入力] <借家>世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 (シート:1-①関係) 入力済

1-①-1a. 借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数  
[住宅・土地統計調査(総務省統計局)]より入力

注意:「-」は「0(ゼロ)」に変換してください。

世帯人員(区分) 住宅の所有の関係(区分)	総数	世帯の年間収入階級(区分)												
		200万円未満	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～799	800～899	900～999	1,000～1,499	1,500～1,999	2,000万円以上	不詳
主世帯総数	651,000	100,600	89,000	95,400	89,100	119,000	95,000	41,500	9,200	4,500	7,700			
1 人	129,300	57,500	27,600	15,700	9,200	7,900	5,100	3,900	500	300	2,700			
2 人	148,400	29,200	30,500	29,700	18,800	18,800	11,600	5,200	1,400	900	2,200			
3 人	117,800	8,600	15,400	19,800	20,500	24,100	18,100	7,100	1,500	900	1,800			
4 人	105,700	3,400	8,100	14,700	17,400	27,900	21,400	9,600	1,900	600	700			
5 人	96,700	1,100	4,100	7,600	10,600	18,900	15,800	6,200	1,500	600	300			
6 人	45,900	600	2,000	4,800	7,100	12,100	12,100	5,600	1,200	600	100			
7人以上	37,100	200	1,200	3,200	5,500	9,400	10,800	4,700	1,300	500	0			
持ち家	447,200	52,800	50,500	61,700	62,300	90,800	79,900	35,300	8,300	3,900	1,600			
1 人	41,800	24,000	8,600	3,700	1,800	1,500	1,300	500	100	100	300			
2 人	105,300	19,900	22,100	22,400	13,100	13,100	8,900	3,900	1,100	700	300			
3 人	84,800	5,400	9,500	13,100	14,600	18,100	15,100	6,300	1,400	800	500			
4 人	77,600	2,100	4,500	9,200	12,000	20,900	17,600	8,700	1,800	600	200			
5 人	57,200	900	2,900	6,000	8,700	16,200	14,600	5,900	1,400	500	300			
6 人	44,000	500	1,700	4,200	6,200	11,700	11,900	5,400	1,200	600	0			
7人以上	36,500	200	1,200	3,100	5,400	9,200	10,700	4,700	1,300	500	0			
借家	199,000	47,800	38,500	33,700	26,800	28,200	15,700	6,100	1,000	500	1,300			
1 人	85,600	33,400	19,100	12,000	7,400	6,200	3,800	2,600	400	200	500			
2 人	41,500	9,400	8,400	7,900	5,700	5,900	2,800	1,300	200	200	300			
3 人	32,000	3,200	5,900	6,700	5,900	6,000	3,000	800	100	100	200			
4 人	27,800	1,300	3,600	5,500	5,400	7,000	3,800	900	100	0	100			
5 人	9,400	300	1,300	1,600	1,500	2,700	1,300	300	100	0	100			
6 人	2,000	100	300	400	400	400	300	100	0	0	0			
7人以上	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
公団・公社の借家	35,400	11,900	7,700	6,700	4,500	3,300	700	100	0	0	100			
1 人	7,300	5,600	1,100	300	200	0	0	0	0	0	0			
2 人	9,300	3,900	2,400	1,700	700	500	100	0	0	0	0			
3 人	8,000	1,400	2,200	2,000	1,400	800	100	0	0	0	0			
4 人	7,500	1,200	2,000	2,000	1,900	1,300	300	0	0	0	0			
5 人	2,700	200	600	600	600	600	100	0	0	0	0			
6 人	500	0	100	100	100	100	0	0	0	0	0			
7人以上	200	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0			
民間借家(非木造)	2,900	300	500	800	700	600	100	0	0	0	0			
1 人	300	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0			
2 人	800	200	200	200	200	100	0	0	0	0	0			
3 人	800	0	100	200	200	200	0	0	0	0	0			
4 人	700	0	0	200	200	200	100	0	0	0	0			
5 人	900	0	0	100	0	100	0	0	0	0	0			
6 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
民間借家(木造)	85,900	23,000	19,200	14,900	11,300	10,600	5,500	1,400	300	100	700			
1 人	38,100	16,900	9,300	5,200	3,100	2,000	900	300	100	0	200			
2 人	17,900	4,100	3,800	3,300	2,800	2,300	1,000	300	100	0	200			
3 人	13,300	1,500	2,500	2,800	2,500	2,300	1,100	300	100	0	100			
4 人	11,100	500	1,800	2,400	1,900	2,400	1,700	400	0	0	100			
5 人	4,100	100	500	600	600	1,200	500	200	0	0	100			
6 人	1,000	0	100	300	200	100	200	100	0	0	0			
7人以上	300	0	0	100	100	100	100	0	0	0	0			
民間借家(非木造)	53,600	11,600	10,300	8,900	7,100	8,500	4,400	1,900	300	200	400			
1 人	21,100	10,000	7,200	5,100	3,200	2,700	1,500	900	200	100	200			
2 人	10,100	1,200	1,700	1,700	1,600	2,200	900	500	100	100	100			
3 人	6,600	300	900	1,200	1,200	1,700	800	200	0	0	100			
4 人	4,600	100	300	700	700	1,600	900	300	0	0	0			
5 人	1,100	0	200	200	200	300	200	0	0	0	0			
6 人	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7人以上	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
給付住宅	21,200	1,000	1,900	2,600	2,900	5,200	4,500	2,600	300	200	100			
1 人	8,800	900	1,400	1,300	900	1,400	1,400	1,300	200	100	0			
2 人	3,500	100	200	400	500	900	300	300	0	0	100			
3 人	3,400	0	200	400	500	1,000	1,000	300	0	0	0			
4 人	3,500	0	100	300	600	1,500	900	300	0	0	0			
5 人	1,300	0	0	100	200	400	400	100	0	0	0			
6 人	300	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0			
7人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

図 2.8 統計データ等の入力箇所と入力表の表示

- 次に、統計データ等の入力箇所の最左列下にある「+」ボタンをオンにすることで、統計データ等を貼り込む入力表が表示される（図 2.8・下部）。データ入力箇所は膨大となるため、入力項目ごとにグルーピングをしておき、「+」ボタンのオン・オフで統計データ等の入力表の表示・非表示を切り替えられるようにしている。これにより、パソコン上での操作性・作業性を高めている。
- 統計データ等の入力表は、入力作業を効率的にするため、原則各統計調査で表章されている集計表のフォーマットに揃えている。また、入力する統計調査の種類、e-Stat（政府統計の総合窓口）上での統計調査のアクセス先、集計表の表番号等の情報について表記している。これにより、e-Stat から該当する集計表を容易に見つけ出すことができるようにしており、ダウンロードした表のデータを入力表の黄色で表示されている箇所に貼り込むことで入力が容易に完成する。

### (3) 統計データ等の未入力（入力漏れ）・入力済みの箇所の表示

- 統計データ等の各入力箇所の先頭欄の右側のセルが、統計データ等を入力していない初期状態では赤色のセルに白抜き字で「データが未入力です。」と表示されているが、データの入力が完成すると、白色のセルに黒字で「入力済」の表示に変わる（図 2.9）。これにより、統計データ等の入力箇所を確認しやすくし、推計エラーにつながるデータの未入力・入力漏れを防止している。

★統計データ入力シート ●入力箇所一覧(下線部分が当該入力箇所の先頭のセルにリンクしている)

1. 入力する → 対象都道府県 ○〇県

2. 下線部分をクリックして当該入力箇所の先頭のセルに飛ぶ

3. 行番号の左側にある「+」マークのオン・オフによって、統計データを入力する表の表示/非表示を切り替える。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
データが未入力です。	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済
1【入力】世帯数の将来推計結果	データが未入力です。									
世帯数の将来推計結果 【I_世帯数推計PG【都道府県版】より入力										
2【入力】〈借家〉世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シート：1-①関係）	データが未入力です。									
1-①-1a. 借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）より入力										
3【入力】〈借家〉世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シート：2-②関係）		入力済								
2-②. 借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）より入力										
4【入力】〈借家〉世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数（シート：2-④関係）		入力済								
2-④-1. 借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）より入力										
5【入力】〈借家〉子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数（シート：2-⑤関係）		入力済								
2-⑤-1a. 借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数 【国勢調査（総務省統計局）・特別集計結果より入力										
6【入力】〈借家〉住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃（シート：3-①関係）		入力済								
3-①. 借家の住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）より入力										
7【入力】〈借家〉平成20年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シート：4-①-1関係）		入力済								
4-①-1. 平成20年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）・特別集計結果より入力										
8【入力】〈借家〉平成25年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シート：4-①-2関係）		入力済								
4-①-2. 平成25年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況										

データの未入力・入力漏れがあると、「データが未入力です」の表示のままであり、入力漏れを防止。

データの入力が完成すると、白色の「入力済」の表示に変わる。

図 2.9 統計データ等の未入力（入力漏れ）・入力済みの箇所の表示

## 2) 入力する統計データ等

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」（【都道府県版】及び【市区町村版】）、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」（【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】）のそれぞれについて、「統計データ入力シート」に入力する必要がある統計データ等の情報を具体的に説明する。

### 2) - 1 「世帯数推計支援プログラム（改良版）」における入力する統計データ等の出典と集計表

- ・「世帯数推計支援プログラム（改良版）」の【都道府県版】及び【市区町村版】について、入力する統計データ等の一覧を表 2.2 及び表 2.3 に示している<sup>注1 2)</sup>。
- ・各表では、統計調査名等のデータ出典及び入力するデータ・集計表を共通的に示している。また、【市区町村版】（表 2.3）では入力対象（対象市区町村・該当都道府県の別）を示している。各表の番号欄の数字は「統計データ入力シート」上の入力する統計データ等の番号と一致している。

表 2.2 【都道府県版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表
1	『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	世帯主の男女・年齢 5 歳階級別・家族類型別世帯主率（推計値）
2	「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年（2018 年）3 月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	男女・年齢（5 歳）階級別人口（推計値）
3	『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	世帯主の男女・年齢 5 歳階級別・家族類型別世帯数（推計値）

表 2.3 【市区町村版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧<sup>注1 3)</sup>

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
1	(なし)	当該市区町村を構成する合併前の市区町村の変遷（1995 年以降に市町村合併をしている場合の当該市区町村を構成する各時点での合併前市区町村名）	対象市区町村
2	『国勢調査（第一次基本集計・人口等基本集計）』（総務省統計局）〈表章〉	世帯主年齢 5 歳階級別一般世帯数及び年齢 5 歳階級別人口（1995 年以降に市町村合併をした場合の現市区町村を構成する各時点での市区町村ごとの世帯主年齢 5 歳階級別一般世帯数及び年齢 5 歳階級別人口	対象市区町村
3	『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	世帯主の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別世帯主率（推計値）	該当都道府県
4	『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年（2018 年）3 月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	男女・年齢（5 歳）階級別人口（推計値）	対象市区町村
5	『国勢調査（人口等基本集計）』（総務省統計局）〈表章〉	2015 年時点の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別の世帯数	対象市区町村

2) - 2 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における入力する統計データ等の出典と集計表

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における入力する統計データ等の一覧を表 2.4～表 2.6 に示している<sup>注1 4)</sup>。
- ・「世帯数推計支援プログラム(改良版)」の場合と同様、各表では、統計調査名等のデータ出典(表章及び特別集計の別。特別集計の結果については、プログラムとセットで公開している。)及び集計表を共通的に示している。また、【政令市版】(表 2.5) 及び【一般市版】(表 2.6) では、入力対象(対象市、該当都道府県の別)を示している。各表の番号欄の数字は、「統計データ入力シート」上の入力する統計データ等の番号と一致している。

表 2.4 【都道府県版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表
1	『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』 (2019(平成 31)年推計)(国立社会保障・人口 問題研究所) 「世帯数推計支援プログラム(改良版)」 【都道府県版】による推計結果	世帯数の将来推計結果(世帯主年齢別の世帯数、 家族類型・世帯主の年齢別の世帯数)
2	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関 係別の主世帯数
3	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の 関係別の主世帯数
4	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の 「夫婦のみ世帯」の主世帯数
5	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計※〉	借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有 の関係別の「子育て世帯」の主世帯数
6	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃
7 ～ 9	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈特別集計※〉	平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年の借家世帯の 世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・ 最低居住面積水準」の達成状況
10 ～ 12	「住宅・土地統計調査」(総務省統計局) 〈特別集計※〉	平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年の借家世帯の 世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・ 誘導居住面積水準」の達成状況
13	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯の年間収入階 級別の1ヶ月当たり家賃
14	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計※〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯人員別の「外 国人世帯」の主世帯数

※ 特別集計の結果については、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」とセットで公開している。  
表 2.5、表 2.6 についても同様である。

表 2.5 【政令市版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
1	『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2019(平成31)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所) 「世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】」による推計結果	世帯数の将来推計結果(世帯主年齢別の世帯数、家族類型・世帯主の年齢別の世帯数)	対象政令市
2	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	対象政令市
3	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	対象政令市
4	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数	対象政令市
5	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	2018年時点の世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
6	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数	該当都道府県
7	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「子育て世帯」の一般世帯数 子どもの年齢別の「ひとり親の子育て世帯」の一般世帯数	対象政令市 該当都道府県
8	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃	対象政令市
9 ～ 11	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成20年、平成25年、平成30年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
12 ～ 14	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成20年、平成25年、平成30年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・誘導居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
15	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係別の最低居住面積水準・誘導居住面積水準の達成状況	対象政令市 該当都道府県
16	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯の年間収入階級別の1ヶ月当たり家賃	対象政令市
17	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯人員別の「外国人世帯」の主世帯数	該当都道府県
18	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係別の「外国人のみの世帯」の世帯数	対象政令市 該当都道府県

表 2.6 【一般市版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
1	『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2019(平成 31)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所) 「世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】」による推計結果	世帯数の将来推計結果(世帯主年齢別の世帯数、家族類型・世帯主の年齢別の世帯数)	対象市
2	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	対象市
3	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
4	1と同様	家族類型・世帯主の年齢別の世帯数	該当都道府県
5	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数	該当都道府県
6	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	2018年時点の世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
7	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数	該当都道府県
8	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「子育て世帯」の一般世帯数	対象市 該当都道府県
9	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「ひとり親の子育て世帯」の一般世帯数	対象市 該当都道府県
10	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1畳当たり家賃・1㎡当たり家賃	対象市
11 ~ 13	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成20年、平成25年、平成30年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
14 ~ 16	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成20年、平成25年、平成30年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・誘導居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
17	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係別の最低居住面積水準・誘導居住面積水準の達成状況	対象市 該当都道府県
18	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の年間収入階級別の1ヶ月当たり家賃	対象市
19	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1ヶ月当たり平均家賃	対象市
20	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯人員別の「外国人世帯」の主世帯数	該当都道府県
21	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	総人口及び外国人数(外国人人口)	対象市 該当都道府県

## 2. 4 推計条件の設定方法

### －「推計条件設定シート」の機能・概要と推計条件の設定内容

「統計データ入力シート」へのデータ入力完了すると、「推計条件設定シート」で推計条件を設定（選択）することで、推計結果が自動的に出力・表示される。

ここでは、「推計条件設定シート」の構成・機能と、このシートで設定する必要のある推計条件（推計条件の設定のために用意している選択肢）について説明する。

#### 1) 「推計条件設定シート」の機能・概要

「推計条件設定シート」の構成と機能についても、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」ともに共通であり、「統計データ入力シート」の場合と同様の考え方で、次の機能を有している。

- (1) 推計条件の設定項目の一覧的な表示
- (2) 推計条件の設定箇所の分かりやすい表示
- (3) 推計条件の設定漏れ・設定済みの箇所の表示

以下では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を例にして、「統計データ入力シート」の構成と機能について説明する。

#### (1) 推計条件の設定項目の一覧的な表示

- ・「推計条件設定シート」の全体構成を図 2.10 に示す。シートの上部に、推計条件の設定項目を容易に把握することができるよう、一覧的な表示欄を設けている。

推計条件の設定項目の一覧的な表示欄  
(青字の下線表示の表記箇所は、該当する推計条件の設定箇所とリンクしている。)

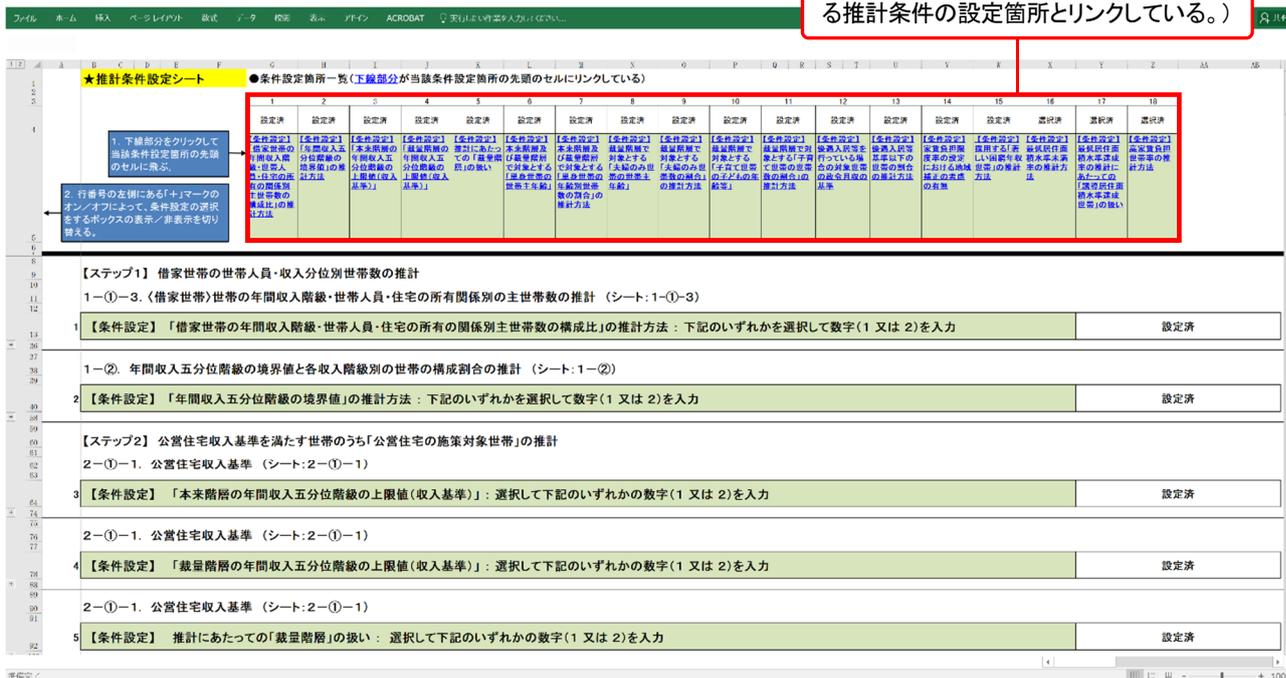


図 2.10 「推計条件設定シート」の全体構成と推計条件の設定項目の一覧的な表示欄

## (2) 設定箇所のお知らせやすい表示

- ・一覧表内の青字の下線表示の表記箇所は、該当する推計条件設定箇所とリンクしており、青字の箇所をクリックすると、推計条件の設定箇所の先頭欄に移動する（図 2.11・上部）。
- ・「統計データ入力シート」と同様、先頭欄がオレンジ色で表示されるとともに、設定箇所の最左列下にある「+」ボタンをオンすることで、推計条件の設定欄、設定のための選択肢等が表示される（図 2.11・下部）。

★推計条件設定シート ●条件設定箇所一覧(下線部分が当該条件設定箇所の先頭のセルにリンクしている)

1-①-3. (借家世帯)世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有関係別の推計

1 【条件設定】「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力

1-①-2. 年間収入五分位階級の境界値と各収入階級別の世帯の構成割合の推計 (シート:1-①-2)

2 【条件設定】「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力

【ステップ2】公営住宅収入基準を満たす世帯のうち「公営住宅の施策対象世帯」の推計

2-①-1. 公営住宅収入基準 (シート:2-①-1)

3 【条件設定】「本末階級の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」：選択して下記のいずれかの数字(1又は2)を入力

1 【条件設定】「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力

1-①-2. 年間収入五分位階級の境界値と各収入階級別の世帯の構成割合の推計 (シート:1-①-2)

2 【条件設定】「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力

入力→ 1

1 : 対数近似によるトレンド推計  
2 : 直近値の固定適用による推計

「年間収入五分位階級の境界値」の推計について  
対数近似によるトレンド推計

2020年度末							2025年度末						
年間収入五分位階級	0 ~ 300	300 ~ 500	500 ~ 700	700 ~ 1000	1000 ~ 1500	1500 ~	年間収入五分位階級	0 ~ 300	300 ~ 500	500 ~ 700	700 ~ 1000	1000 ~ 1500	1500 ~
I	0 ~ 240	0%	0%	0%	0%	0%	I	0 ~ 236	79%	0%	0%	0%	0%
II	240 ~ 354	20%	27%	0%	0%	0%	II	236 ~ 348	21%	24%	0%	0%	0%
III	354 ~ 494	0%	70%	0%	0%	0%	III	348 ~ 485	0%	68%	0%	0%	0%
IV	494 ~ 722	0%	3%	100%	7%	0%	IV	485 ~ 712	0%	7%	100%	4%	0%
V	722 ~	0%	0%	0%	83%	100%	V	712 ~	0%	0%	0%	96%	100%

最左列下にある「+」ボタンをオン(クリック)することで、推計条件の設定欄、設定の選択肢等が表示される。

- 推計条件の設定欄(黄色)に、「選択肢の数字を入力」(「値を直接入力」する欄は入力)することで、推計条件が設定できる。なお、推計条件として基本的に用いる方法を「デフォルト」値として入力している(例の場合、「1」の「対数近似によるトレンド推計」がデフォルト値)。  
 入力→ 1  
 1 : 対数近似によるトレンド推計  
 2 : 直近値の固定適用による推計  
 【推計条件の設定欄と設定のための選択肢の例(拡大再掲)】
- 推計条件を設定すると、設定欄の下に、設定(選択)した推計条件とそれに対応した推計に用いるパラメーターが表示される。

図 2.11 推計条件の設定欄・設定のための選択肢等の表示

### (3) 推計条件の設定漏れ・設定済みの表示

- ・設定箇所先頭欄の右側のセルに、推計条件の設定漏れ・設定済みを表示される箇所を設けている。
- ・「推計条件設定シート」については、推計条件として基本的に用いる方法を「デフォルト」値として入力している。このため、初期状態において「設定済み」の表示となっているが、推計条件を変更する際の入力ミス等が生じた場合、赤色のセルに白抜き字で「設定されていません。」と表示されるようになっていく（図 2.12）。

The screenshot shows a spreadsheet titled "推計条件設定シート" (Estimation Condition Setting Sheet). It contains various input fields for estimation parameters, such as "借家世帯の年間収入階級" (Tenement household annual income level) and "公営住宅収入基準" (Public housing income criteria). The spreadsheet is divided into sections for different steps of the estimation process.

Two callout boxes provide additional context:

- Top Callout:** "推計条件を変更する際の入力ミス等があると、「設定されていません。」の表示に変わり、設定漏れを防止。" (When changing estimation conditions, input errors, etc., will change the display to "Not set", preventing omissions.)
- Bottom Callout:** "推計条件として基本的に用いる方法を「デフォルト」値として入力しているため、初期状態において「設定済み」の表示がされている。" (Because the method used for estimation conditions is entered as a "Default" value, the display is "Set" in the initial state.)

図 2.12 推計条件の設定漏れ・設定済みの表示

## 2) 設定する推計条件の概要

推計条件として設定する内容については、主に次のものがある。なお、具体的設定内容については3) で説明する。

### 2) - 1 「世帯数推計支援プログラム（改良版）」における設定する推計条件の概要

#### (1) 将来値の推計手法の設定

- ・都道府県の将来世帯数については、2040年時点までの推計値は公表されているが、推計の最終時点の2045年の推計値は公表されていない。このため、『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）において用いられている各都道府県の2040年時点までの世帯主率の推計値をもとに、2045年の世帯主率を推計して、2045年の世帯数の推計につなげる必要がある<sup>注15)</sup>。
- ・「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では、都道府県における2045年の世帯主率の推計においては、次の3つの方法を用意している。①の推計手法を基本としているが、地方公共団体のニーズによっては、②、③の推計手法を採用することもできることとしている。このため、まず3つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。
  - ① 統計データ等で得られる実績値に「線形近似式」、「対数近似式」及び「指数近似式」をあてはめ、これらのうち決定係数の最も高い近似式を選択して、選択された近似式の間接関係を目標時点まで延長して将来値を推計する方法（以下「線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計の方法」という。）
  - ② 統計データ等で得られる実績値に「対数近似式」をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値を推計する方法（以下「対数近似によるトレンド推計の方法」という。）
  - ③ 統計データ等の直近の実績値より得られる値を固定的に用いて将来値を推計する方法（以下「直近値の固定適用による推計の方法」という。）
- ・なお、その他の将来値の推計に用いるアルゴリズムについては、対数近似によるトレンド推計の方法を基本としている。ただし、地方公共団体のニーズによっては、直近値の固定適用による推計の方法を採用することもできることとしている。このため、2つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。

#### (2) 対象市区町村における将来世帯主率の設定方法

- ・将来世帯数の推計に用いる世帯主率は、都道府県の値しか公表されていない。「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では、対象市区町村における将来世帯数の推計にあたっては、対象市区町村と該当都道府県の過去の世帯数と人口の実績値の相対的格差を用いて、対象市区町村における将来世帯主率を推計して採用する方法を基本としている。
- ・ただし、地方公共団体のニーズによっては、対象市区町村について独自に推計した将来世帯主率ではなく、該当都道府県における将来世帯主率の値（公表されている値及び公表値をもとに推計した2045年値）をそのまま用いることもできることとしている<sup>注16)</sup>。このため、2つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。

## 2) - 2 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における設定する推計条件の概要

### (1) 将来値の推計手法の設定

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、将来値の推計に用いる各アルゴリズムについて、統計データで得られる実績値に「対数近似式」をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値を推計する方法（対数近似によるトレンド推計の方法）を基本としている。
- ・ただし、地方公共団体のニーズによっては、トレンド推計の方法ではなく、直近の実績値より得られる値を固定的に用いて将来値を推計する方法（直近値の固定適用による推計の方法）を採用することもできることとしている。特に、表 2.1 に示す【政令市版③】又は【一般市版③】のプログラムを利用する場合は、トレンド推計に用いる実績値として 2 時点のデータしかないため、2 時点のデータ間の増減の変化量が大きい場合などの推計の精度を考慮すると、直近値の固定適用による推計が望ましい場合も考えられる。このため、2つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。

### (2) 公営住宅の入居収入基準の設定

- ・公営住宅の入居収入基準は、公営住宅法第 23 条第 1 号及び同施行令第 6 条によると、政令で規定する基準（月収 15 万 8 千円（収入分位 25%））を参酌して、各事業主体が条例で定める金額（ただし、特に居住の安定を図る必要がある場合は、政令で規定する基準（月収 25 万 9 千円（収入分位 50%））を上限として、事業主体が条例で定める金額）とされている。このため、地方公共団体が条例で定める本来階層及び裁量階層の入居収入基準（政令月収額又は収入分位）を設定する。

### (3) 世帯属性ごとの対象とする年齢等の設定

- ・本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯の年齢、裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯の年齢、及び子育て世帯の子ども年齢等について、地方公共団体のニーズを踏まえて設定することとしている。このため、世帯属性ごとの対象とする年齢等を設定する。

### (4) 著しい困窮年収水準の算出方法の設定

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、著しい困窮年収水準の定義として、従来の「適正家賃負担限度率の範囲で、最低居住面積水準を満たす面積の住宅（各地域の民間賃貸住宅の平均家賃単価の住宅）に居住するために必要な年収」のほか、「公営住宅への優先入居等を行う場合の条例で定めている収入水準」により算出することができるようにしている。このため、著しい困窮年収水準の算出方法について、2つの算出方法のいずれを採用するかを設定する。
- ・また、「適正家賃負担限度率の範囲で、最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住するために必要な年収」を採用する場合については、適正家賃負担限度率について、「全国共通の標準限度率」を用いるか、「標準限度率に公営住宅の家賃算定に用いられている市町村立地係数を乗じて地域別家賃負担限度率」を算出してこれを用いるかの別についても選択することができる。このため、2つの家賃負担限度率の考え方のいずれを採用するかを設定する。

(5) 最低居住面積水準達成率の推計における「誘導居住面積水準達成世帯」の扱いの設定

- ・最低居住面積水準達成率の推計において、「誘導居住面積水準達成世帯」を含めて推計するか、除いて推計するかの別を選択することができる。このため、誘導居住面積水準達成世帯の扱いについて、いずれを採用するかを設定する。

3) 設定する推計条件

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」（【都道府県版】及び【市区町村版】）、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」（【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】）のそれぞれについて、「推計条件設定シート」において設定する推計条件についての情報を具体的に説明する。

3) - 1 「世帯数推計支援プログラム（改良版）」における設定する推計条件と設定内容（選択肢等）

- ・「世帯数推計支援プログラム（改良版）」の【都道府県版】及び【市区町村版】について、設定する推計条件の一覧を表 2.7 及び表 2.8 に示している。
- ・各表では、設定する推計条件の一覧と、設定する条件の選択肢等の設定内容、公開しているプログラムの初期状態においてデフォルト値として入力している選択肢等の情報を示している。なお、各表の番号欄の数字は、「推計条件設定シート」上の設定する推計条件の番号と一致している。

表 2.7 【都道府県版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
1	2045 年時点の世帯主率の推計方法	1. 線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計値（○） 2. 対数近似によるトレンド推計 3. 直近値の固定適用による推計

表 2.8 市区町村版における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
1	世帯人口比の相対的格差の推計方法	1. 線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計値（○） 2. 対数近似によるトレンド推計 3. 直近値の固定適用による推計
2	該当都道府県における 2045 年時点の世帯主率の推計方法	1. 線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計値（○） 2. 対数近似によるトレンド推計 3. 直近値の固定適用による推計
3	対象市区町村における将来世帯主率の設定方法	1. 対象市区町村における将来世帯主率の推計値（○） 2. 該当都道府県における将来世帯主率の値

### 3) - 2 「世帯数推計支援プログラム(改良版)」における設定する推計条件と設定内容(選択肢等)

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における設定する推計条件の一覧を表 2.9 及び表 2.10 に示している。①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計に対応した推計条件が表 2.9、②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計に対応した推計条件が表 2.10 である。
- ・「世帯数推計支援プログラム(改良版)」と同様、各表では、設定する推計条件の一覧と、設定する条件の選択肢等の設定内容、公開しているプログラムの初期状態においてデフォルト値として入力している選択肢等の情報を示している。また、各表の番号欄の数字は、「推計条件設定シート」上の設定する推計条件の番号と一致するように表示している。
- ・なお、推計の方法については、「対数近似によるトレンド推計」、すなわち、実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う方法をデフォルトとしているが、実績値の数が少ない場合(表 2.1 に示す【政令市版③】又は【一般市版③】のプログラムを利用する場合は、「直近値の固定適用による推計」を採用することも検討する。

表 2.9 【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧(①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計)

番号	設定する推計条件	選択肢(括弧内の○又は数値がデフォルト)
1	「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計(○) 2. 直近値の固定適用による推計
2	「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計(○) 2. 直近値の固定適用による推計
3	「本来階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当)(○) 2. 政令月収 13.9 万円以下(収入分位 20%相当) 3. 政令月収 12.3 万円以下(収入分位 15%相当) 4. 政令月収 10.4 万円以下(収入分位 10%相当)
4	「裁量階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 25.9 万円以下(収入分位 50%相当) 2. 政令月収 21.4 万円以下(収入分位 40%相当)(○) 3. 政令月収 18.6 万円以下(収入分位 32.5%相当) 4. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当)
5	推計にあたっての「裁量階層」の扱い	1. 推計にあたって、裁量階層を含める(○) 2. 推計にあたって、裁量階層は除く
6	本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上(○) 6. 75 歳以上
7	本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計(○) 2. 直近値の固定適用による推計

表 2.9 【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧（①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計）（つづき）

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
8	裁量階層で対象とする「夫婦のみ世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上（○） 6. 75 歳以上
9	裁量階層で対象とする「夫婦のみ世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
10	裁量階層で対象とする「子育て世帯の子どもの年齢等」	1. 子どもが 6 歳未満（○） 2. 子どもが 12 歳未満 3. 子どもが 15 歳未満 4. 子どもが 18 歳未満 5. 18 歳未満の子どもが 3 人以上
11	裁量階層で対象とする「子育て世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
12	優遇入居等を行っている場合の対象世帯の政令月収の基準	数値を入力（10.4 万円／月以下）
13	優遇入居等の基準年収以下の世帯の割合の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
14	家賃負担限度率の設定における地域補正の考慮の有無	1. 地域補正を考慮しない 2. 地域補正を考慮する（○）  公営住宅の家賃算定における各地方公共団体の「市町村立地係数」 ・【都道府県版】: 当該都道府県下の市町村の第 1 位と第 2 位の数値を入力（第 1 位:0.95、第 2 位:0.9） ・【政令市版】及び【一般市版】: 対象市の数値を入力（政令市:1.0、一般市:0.8）
15	地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満の世帯の割合の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
16	採用する「著しい困窮年収水準未満の世帯」の算出方法	1. 優遇入居等の基準年収以下の世帯 2. 地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯（○）
17	最低居住面積水準未満率の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
18	最低居住面積水準達成率の推計にあたっての「誘導居住面積水準達成世帯」の扱い	1. 誘導居住面積水準達成世帯を含む 2. 誘導居住面積水準達成世帯を除く（○）
19	高家賃負担世帯率の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計

表 2.10 【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧（②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計）

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
1	対象とする「単身世帯の世帯主年齢」	0. 全世帯（○） 1. 25歳以上 2. 30歳以上 3. 40歳以上 4. 50歳以上 5. 60歳以上 6. 75歳以上
2	「単身世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
3	「高齢夫婦のみ世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
4	「子育て世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
5	「外国人世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計

## 2. 5 推計結果の出力・表示

「統計データ入力シート」へのデータ入力を行い、「推計条件設定シート」において推計条件の設定を行うと、「推計結果シート」に推計結果が自動的に出力され、表及び図として表示される。

「世帯数推計支援プログラム(改良版)」、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」において出力・表示される推計結果は次のとおりである。

### 2. 5. 1 将来世帯数の推計結果の出力・表示

#### 1) 都道府県における推計結果

- 都道府県については、2045年時点の将来世帯数の推計結果を出力し、国立社会保障・人口問題研究所による2020年から2045年までの5年ごとの時点における推計結果と合わせて、将来世帯数が時系列で表示される。具体的には、世帯主年齢別の世帯数の推移について表での表示(表2.11)と、世帯総数の推移について図での表示(図2.13)がされる。また、2045年時点の将来世帯数の推計結果について、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に出力・表示される(表2.12)。

表 2.11 2045年時点の世帯主年齢別世帯数の推計結果の出力と将来世帯数の時系列表示(例)

(まとめ) 世帯数の推計結果(推移)

〇〇県 世帯主の年齢	実績値		推計値				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	730,013	725,805	712,579	691,262	662,928	628,078	582,561
20歳未満	3,819	3,401	3,101	2,845	2,627	2,314	2,093
20～24歳	18,503	16,508	14,670	12,685	11,490	10,659	9,337
25～29歳	26,289	23,789	21,422	18,914	16,297	14,694	13,564
30～34歳	33,744	30,794	28,078	25,312	22,499	19,540	17,654
35～39歳	43,201	38,677	35,017	32,037	28,990	25,861	22,366
40～44歳	54,231	49,997	44,193	39,689	36,363	32,894	28,791
45～49歳	53,823	58,985	54,142	47,605	42,569	39,032	34,815
50～54歳	61,310	56,538	62,098	57,100	50,040	44,655	40,628
55～59歳	70,981	64,006	59,505	65,144	59,645	52,783	45,901
60～64歳	84,770	74,419	67,701	63,774	70,525	64,018	55,494
65～69歳	86,089	85,628	75,349	69,234	65,909	72,646	64,117
70～74歳	63,889	82,228	82,217	72,804	67,623	64,864	70,552
75～79歳	54,196	57,146	74,449	75,030	67,040	62,653	59,444
80～84歳	43,364	43,300	45,974	60,575	61,361	55,269	51,738
85歳以上	31,804	40,388	44,663	48,515	59,951	66,195	66,067



図 2.13 2045年時点の世帯総数の推計結果の出力と将来世帯数の時系列表示(例)

世帯数推計支援プログラム(改良版)【都道府県版】により2045年値を推計・出力。国立社会保障・人口問題研究所による2020年～2040年の公表値と合わせて、世帯主年齢別の将来世帯数の推移を表示。

世帯数推計支援プログラム(改良版)【都道府県版】により2045年値を推計・出力。国立社会保障・人口問題研究所による2020年～2040年の公表値と合わせて、将来世帯数の推移を表示。

表 2.12 2045年時点の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の将来世帯数の推計結果の出力・表示(例)

【2045年】

〇〇県 世帯主の年齢	総数						世帯主:男					世帯主:女				
	合計	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	582,561	212,919	127,371	118,280	60,779	63,212	116,309	126,474	117,288	22,308	51,729	96,610	897	992	38,471	11,483
20歳未満	2,093	2,040	7	14	10	22	1,251	6	13	5	11	789	1	1	5	11
20～24歳	9,337	8,236	249	449	181	222	5,006	234	435	45	133	3,230	15	14	136	89
25～29歳	13,564	7,793	1,690	2,723	913	445	5,323	1,611	2,669	135	340	2,470	79	54	778	105
30～34歳	17,654	6,459	2,129	6,573	1,815	678	4,410	2,044	6,466	248	587	2,049	85	107	1,567	91
35～39歳	22,366	6,360	2,185	9,830	2,807	1,184	4,405	2,132	9,707	441	1,039	1,955	53	123	2,366	145
40～44歳	28,791	7,985	2,333	12,163	4,276	2,034	5,541	2,279	12,025	1,038	1,712	2,444	54	138	3,238	322
45～49歳	34,815	10,292	2,697	13,121	5,446	3,259	7,214	2,641	12,990	1,762	2,683	3,078	56	131	3,684	576
50～54歳	40,628	12,286	4,646	13,062	5,872	4,762	8,336	4,583	12,935	2,737	4,063	3,950	63	127	3,135	699
55～59歳	45,901	14,915	7,853	9,774	7,031	6,328	9,774	7,781	9,670	4,406	5,370	5,141	72	104	2,625	958
60～64歳	55,494	18,408	13,059	9,963	5,914	8,150	11,026	12,975	9,892	3,307	6,933	7,382	84	71	2,607	1,217
65～69歳	64,117	23,138	17,260	9,617	5,186	8,916	12,702	17,164	9,573	2,349	7,497	10,436	96	44	2,837	1,419
70～74歳	70,552	26,264	21,559	9,906	4,417	8,406	14,282	21,464	9,880	1,299	6,866	11,982	95	26	3,118	1,540
75～79歳	59,444	21,921	18,638	7,774	4,203	6,908	10,311	18,576	7,758	1,118	5,581	11,610	62	16	3,085	1,327
80～84歳	51,738	19,107	16,353	6,439	4,332	5,507	7,992	16,326	6,423	1,078	4,368	11,115	27	16	3,254	1,139
85歳以上	66,067	27,715	16,713	6,872	8,376	6,391	8,736	16,658	6,852	2,340	4,546	18,979	55	20	6,036	1,845

## 2) 市区町村における推計結果

- ・市区町村については、2020年から2045年までの5年ごとの時点における将来世帯数の推計結果を出力し、時系列で表示される。表示内容は【都道府県版】と同様、世帯主年齢別の世帯数の推移についての表での表示(表2.13)と、世帯総数の推移について図での表示(図2.14)である。
- ・また、2020年から2045年までの5年ごとの時点における将来世帯数の推計結果について、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に出力・表示される(表2.14)。

表 2.13 世帯主年齢別の世帯数の推計結果の出力・時系列表示(例)

(まとめ) 世帯数の推計結果(推移)

世帯主の年齢	実績値		推計値				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	55,299	51,593	47,426	43,464	38,818	34,107	29,935
20歳未満	325	250	196	160	125	93	74
20～24歳	1,272	1,065	850	727	565	454	343
25～29歳	1,403	1,105	933	788	632	487	391
30～34歳	1,764	1,394	1,124	1,009	822	681	552
35～39歳	2,541	1,917	1,524	1,277	1,118	928	796
40～44歳	3,601	2,852	2,145	1,737	1,432	1,265	1,062
45～49歳	3,645	3,832	3,044	2,319	1,843	1,523	1,353
50～54歳	3,762	3,736	3,958	3,195	2,399	1,905	1,584
55～59歳	4,106	3,981	4,013	4,305	3,446	2,628	2,097
60～64歳	5,760	4,227	4,090	4,179	4,448	3,519	2,629
65～69歳	7,410	5,693	4,175	4,090	4,150	4,408	3,460
70～74歳	6,104	7,065	5,475	4,034	3,937	4,010	4,265
75～79歳	5,314	5,545	6,464	5,031	3,669	3,555	3,529
80～84歳	4,621	4,426	4,656	5,532	4,314	3,148	3,069
85歳以上	3,671	4,502	4,779	5,082	5,918	5,502	4,732

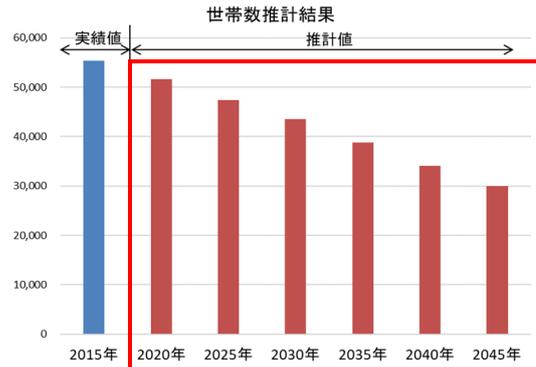


図 2.14 世帯総数の推計結果の出力と時系列表示(例)

世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】において、2020年から2045年までの5年ごとの時点における世帯主年齢別の将来世帯数の推計結果を出力・表示。

世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】において、2020年から2045年までの5年ごとの時点における将来世帯数を推計・主力し、推移を表示。

表 2.14 世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の将来世帯数の推計結果の出力・表示(例)  
(2025年・2035年値の例示)

【2025年】

世帯主の年齢	総数						世帯主:男					世帯主:女				
	合計	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	47,426	18,297	11,827	9,228	5,580	2,494	7,307	11,707	9,108	1,179	1,662	10,990	120	120	4,401	832
20歳未満	196	186	1	0	3	5	118	1	0	1	2	69	1	0	2	4
20～24歳	850	753	21	36	21	20	441	20	34	2	11	312	1	1	19	9
25～29歳	933	515	105	185	97	30	309	98	180	9	20	206	7	5	88	11
30～34歳	1,124	403	124	422	149	26	268	119	414	16	18	136	6	7	133	8
35～39歳	1,524	382	158	685	243	56	250	155	672	24	38	132	3	13	219	18
40～44歳	2,145	534	186	926	394	104	337	181	902	67	80	198	5	24	327	24
45～49歳	3,044	804	296	1,241	524	179	487	291	1,219	122	130	317	5	22	401	49
50～54歳	3,958	1,136	622	1,383	543	274	608	604	1,356	161	192	527	18	27	382	82
55～59歳	4,013	1,374	952	930	457	300	725	930	921	152	231	649	22	9	305	69
60～64歳	4,090	1,431	1,221	688	424	327	677	1,208	686	140	242	754	13	2	283	85
65～69歳	4,175	1,543	1,393	592	344	302	706	1,384	590	96	234	837	10	2	248	68
70～74歳	5,475	2,165	1,894	686	438	293	815	1,886	682	75	190	1,350	8	4	363	103
75～79歳	6,464	2,520	2,295	718	656	275	694	2,283	717	100	162	1,825	12	1	555	113
80～84歳	4,656	2,088	1,468	426	525	150	430	1,468	424	89	65	1,657	0	1	436	85
85歳以上	4,779	2,463	1,089	311	764	153	442	1,080	311	124	48	2,021	9	0	640	105

【2035年】

世帯主の年齢	総数						世帯主:男					世帯主:女				
	合計	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	38,818	15,856	9,528	7,030	4,563	1,842	6,366	9,436	6,949	1,024	1,164	9,489	92	81	3,539	679
20歳未満	125	119	1	0	2	3	75	0	0	0	1	44	0	0	1	2
20～24歳	565	504	14	23	13	12	299	13	22	1	6	205	1	1	12	5
25～29歳	632	352	70	124	66	20	214	65	120	6	13	138	5	4	60	7
30～34歳	822	293	88	304	118	19	194	84	299	13	13	99	4	5	104	6
35～39歳	1,118	282	115	496	185	39	187	113	487	19	27	96	2	10	167	12
40～44歳	1,432	359	124	615	269	64	230	121	600	44	49	129	3	16	225	15
45～49歳	1,843	502	164	757	320	100	316	161	744	68	71	187	3	12	252	29
50～54歳	2,399	698	335	859	353	153	387	325	843	115	107	311	10	17	238	46
55～59歳	3,446	1,171	775	853	413	234	624	758	844	166	176	548	17	9	247	57
60～64歳	4,448	1,620	1,344	761	420	304	787	1,331	759	155	214	833	13	2	285	90
65～69歳	4,150	1,706	1,318	553	321	251	789	1,309	552	94	179	917	9	2	227	72
70～74歳	3,937	1,700	1,271	470	308	189	690	1,265	467	57	113	1,010	5	2	251	76
75～79歳	3,669	1,508	1,232	405	376	147	488	1,226	405	62	85	1,021	7	1	314	62
80～84歳	4,314	2,019	1,291	395	475	134	488	1,291	393	75	58	1,531	0	1	400	76
85歳以上	5,918	3,021	1,385	415	924	173	599	1,373	415	148	51	2,422	12	0	776	122

## 2. 5. 2 住宅確保要配慮者世帯数の推計結果の出力・表示

住宅確保要配慮者世帯数の推計結果として、公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計結果と、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果が出力され、表示される。なお、【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における推計結果の出力内容・表示内容は同じである。

### 1) 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計結果

#### (1) 「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果

・2020年から2045年までの5年ごとの時点における公営住宅の入居資格世帯数とそのうちの著しい困窮年収未満の世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される（表 2.15）。

表 2.15 「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果の出力・表示(例)

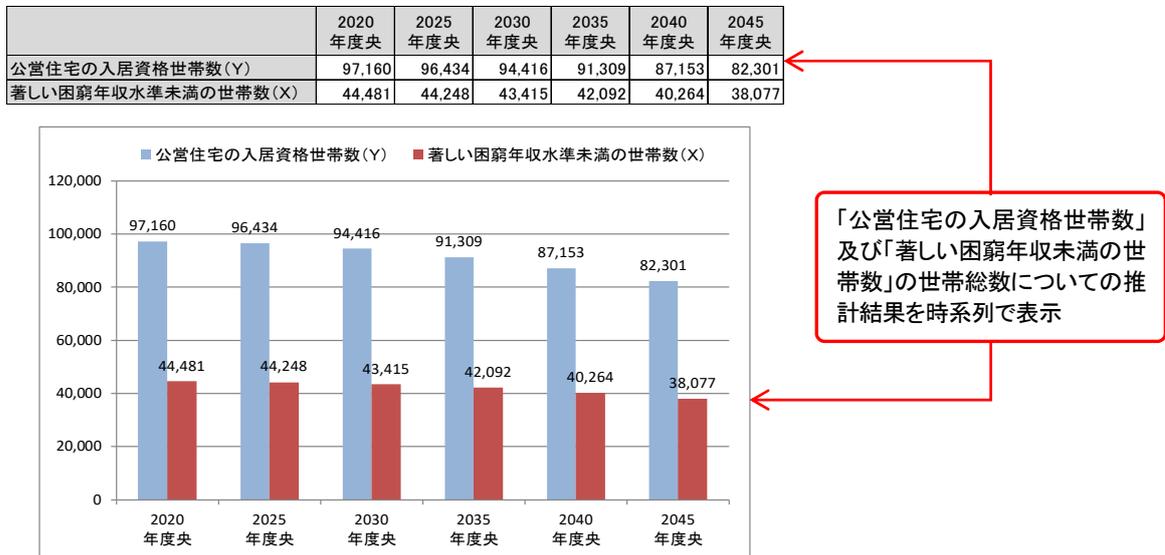


表 2.16 世帯人数別の「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果の出力・表示(例)

#### ■世帯人員別の公営住宅の入居資格世帯数

	2020 年度央	2025 年度央	2030 年度央	2035 年度央	2040 年度央	2045 年度央
1人・60歳以上	27,128	28,326	28,909	28,933	28,421	27,493
2人	31,126	31,017	30,418	29,440	28,099	26,508
3人	19,356	18,652	17,781	16,792	15,679	14,511
4人	13,713	12,948	12,160	11,342	10,483	9,648
5人	4,491	4,203	3,924	3,632	3,358	3,092
6人以上	1,346	1,287	1,224	1,170	1,113	1,049
合計	97,160	96,434	94,416	91,309	87,153	82,301

#### ■世帯人員別の著しい困窮年収水準未満の世帯数

	2020 年度央	2025 年度央	2030 年度央	2035 年度央	2040 年度央	2045 年度央
1人・60歳以上	9,815	10,235	10,589	10,736	10,665	10,419
2人	13,826	13,906	13,763	13,423	12,894	12,231
3人	9,034	8,868	8,597	8,235	7,788	7,285
4人	8,066	7,699	7,087	6,493	5,904	5,333
5人	2,763	2,588	2,468	2,330	2,177	2,018
6人以上	977	951	912	876	836	791
合計	44,481	44,248	43,415	42,092	40,264	38,077

「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の世帯数について、世帯人数別の推計結果を時系列で表示

- ・また、2020年から2045年までの5年ごとの時点における世帯人数別（単身世帯については、設定した本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯主年齢」以上の世帯数。以下同様とする。）の公営住宅の入居資格世帯数と著しい困窮年収未満の世帯数についても、時系列で出力・表示される（表 2.16）。
- ・なお、表 2.15、表 2.16 では、単身世帯は60歳以上を対象とした場合の推計結果を示している。

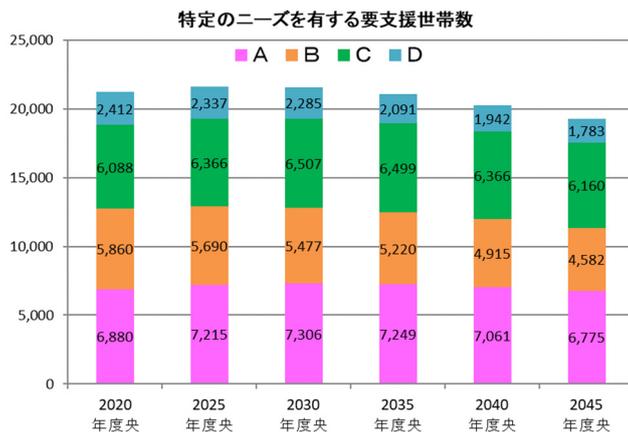
## (2) 特定のニーズを有する要支援世帯数の推計結果

- ・公営住宅の入居資格世帯数のうちの特定のニーズを有する要支援世帯数として、2020年から2045年までの各時点における次の[A]～[D]の4種類の各世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される（表 2.17）。

- [A] : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- [B] : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯
- [C] : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- [D] : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯

表 2.17 特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)の世帯数の推計結果の出力・時系列表示(例)

		2020 年度央	2025 年度央	2030 年度央	2035 年度央	2040 年度央	2045 年度央
著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	A	6,880	7,215	7,306	7,249	7,061	6,775
著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	B	5,860	5,690	5,477	5,220	4,915	4,582
著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	C	6,088	6,366	6,507	6,499	6,366	6,160
著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	D	2,412	2,337	2,285	2,091	1,942	1,783
A+B 合計		12,740	12,904	12,783	12,469	11,976	11,357
A+C 合計		12,968	13,580	13,813	13,748	13,427	12,935
A+B+C 合計		18,828	19,270	19,291	18,968	18,342	17,517
A~D 合計		21,240	21,607	21,576	21,059	20,284	19,300



特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)について、世帯ごとの世帯数の推計結果を出力し、時系列で表示

- ・また、各時点における世帯人数別の4種類の要支援世帯数の推計結果についても出力され、時系列で表示される（表 2.18）。
- ・さらに、各時点における4種類の要支援世帯数については、図 2.3 に示した4象限の図上に推計結果が出力・表示される（図 2.15）。

表 2.18 特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)の世帯人数別の世帯数の推計結果の出力・表示(例)

A. 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	406	429	448	457	456	447
2人	1,102	1,274	1,392	1,464	1,493	1,489
3人	1,413	1,463	1,478	1,463	1,422	1,361
4人	2,440	2,557	2,525	2,447	2,332	2,192
5人	1,080	1,061	1,050	1,021	978	926
6人以上	438	429	413	397	380	360
合計	6,880	7,215	7,306	7,249	7,061	6,775

B. 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	866	891	911	913	897	867
2人	2,439	2,367	2,276	2,165	2,035	1,894
3人	1,544	1,468	1,387	1,300	1,206	1,110
4人	750	714	667	618	568	517
5人	194	186	176	166	154	142
6人以上	66	64	61	58	55	51
合計	5,860	5,690	5,477	5,220	4,915	4,582

C. 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	789	828	839	831	808	773
2人	1,449	1,646	1,770	1,837	1,855	1,833
3人	1,574	1,578	1,548	1,495	1,420	1,334
4人	1,645	1,653	1,695	1,695	1,663	1,623
5人	581	617	620	609	591	570
6人以上	51	43	36	32	29	27
合計	6,088	6,366	6,507	6,499	6,366	6,160

D. 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	1,022	1,036	1,021	979	930	871
2人	1,104	1,030	977	867	785	705
3人	235	227	232	201	185	168
4人	41	35	43	35	34	32
5人	8	8	11	7	6	6
6人以上	2	2	2	1	1	1
合計	2,412	2,337	2,285	2,091	1,942	1,783



図 2.15 特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)の世帯数の推計結果の4象限図での出力・表示(例) (2025年・2035年推計値を例示)

## 2) 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果

### (1) 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果

- 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者のうち、政府統計調査のデータを用いて把握できる次の i) から iv) の属性の世帯について、各時点における各世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される(表 2.19、図 2.16)。
  - i) 低額所得世帯(政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から v に該当しない世帯)
  - ii) -1 高齢単身世帯
  - ii) -2 高齢夫婦のみ世帯
  - iii) 子育て世帯(内数として、ひとり親世帯)
  - iv) 外国人のみの世帯
- 推計結果は世帯の収入階層別にも出力・表示される。すなわち、i の世帯については、「著しい困窮年収水準未満の世帯」か「著しい困窮年収水準以上の本来階層」かの別、ii から iv の世帯については、「著しい困窮年収水準未満の世帯」、「著しい困窮年収水準以上の本来階層」、「裁量階層」か「裁量階層を超える収入階層(公営住宅の入居資格を有しない、公営住宅階層以外の世帯)」かの別に区分して出力・表示される。
- なお、表 2.19、図 2.16 では、低額所得世帯のうち単身世帯は、高齢単身世帯を除く世帯を対象に推計をした結果を示している<sup>注17)</sup>。

表 2.19 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果の出力・表示(例) (2025 年・2035 年推計値を例示)

世帯属性	住宅確保要配慮者の世帯数					
	①	②	小計	③	④	合計
低額所得世帯(下記以外)	30,649	40,351	71,000	18,162	36,818	71,000
高齢単身世帯	10,235	13,663	23,898	4,427	7,129	35,455
高齢夫婦のみ世帯	3,576	3,690	7,266	1,174	2,282	10,722
子育て世帯	17,589	12,692	30,281	6,048	12,443	48,773
(うち ひとり親世帯)	4,274	3,555	7,830	1,406	2,705	11,941
外国人世帯	464	610	1,074	276	583	1,932
	①+②		133,519	③~④合計		167,882

**2025年**

①: 著しい困窮年収水準未満の世帯。地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯

②: 政令月収 15.8 万円以下(著しい困窮年収水準以上)の世帯

③: 政令月収 15.8 万円超 21.4 万円以下の世帯

④: 政令月収 21.4 万円超の世帯

ただし、低額所得世帯のうち1人世帯は **全世帯** を対象

世帯属性別の住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果について、収入階層別に表示

世帯属性	住宅確保要配慮者の世帯数					
	①	②	小計	③	④	合計
低額所得世帯(下記以外)	28,780	36,896	65,677	16,786	34,140	65,677
高齢単身世帯	10,736	13,655	24,391	4,542	7,533	36,466
高齢夫婦のみ世帯	3,597	3,542	7,140	1,153	2,174	10,467
子育て世帯	15,680	11,436	27,116	5,106	10,418	42,640
(うち ひとり親世帯)	4,109	3,291	7,401	1,268	2,472	11,140
外国人世帯	452	581	1,033	261	545	1,839
	①+②		125,356	③~④合計		157,088

**2035年**

①: 著しい困窮年収水準未満の世帯。地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯

②: 政令月収 15.8 万円以下(著しい困窮年収水準以上)の世帯

③: 政令月収 15.8 万円超 21.4 万円以下の世帯

④: 政令月収 21.4 万円超の世帯

ただし、低額所得世帯のうち1人世帯は **全世帯** を対象

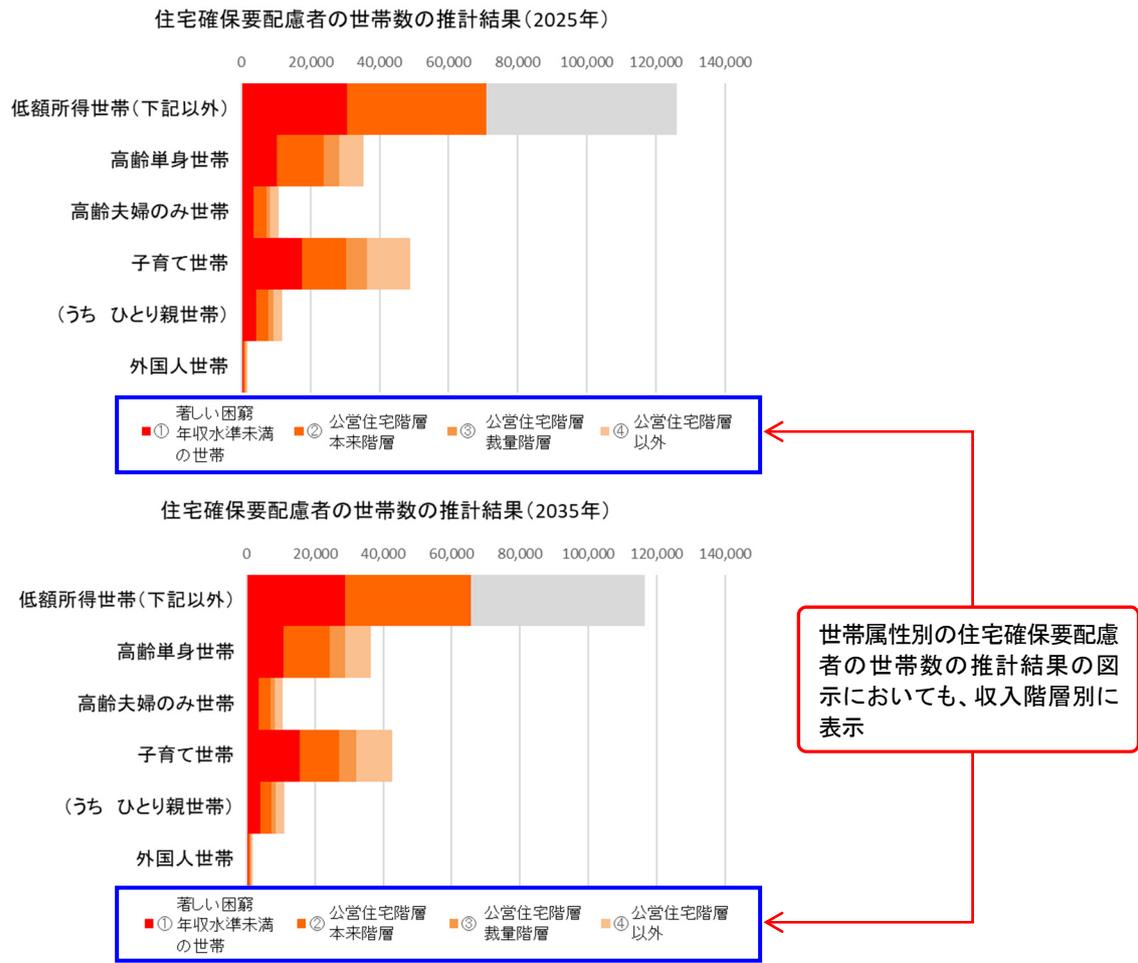


図 2.16 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果の出力・作図による表示(例)  
 (2025年・2035年推計値を例示)

## 注

- 注 1) 各地方公共団体において、「総合計画」をはじめとする関連の基本計画等の検討の中で既に世帯数の推計が行われている場合は、そのデータを利用することで差し支えない。新たに世帯数の推計を行う場合については、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」を用いることができる。
- 注 2) 『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）は、国立社会保障・人口問題研究所のホームページ（<http://www.ipss.go.jp/pp-pjsetai/j/hppj2019/t-page.asp>）より入手することができる。その他の政府統計調査データは、e-Stat（政府統計の総合窓口：<https://www.e-stat.go.jp/>）より入手することができる。
- 注 3) 世界保健機関（WHO）の定義では、「65歳以上」の者を高齢者としている。我が国においては、法律によって高齢者の定義は様々であるが、住宅政策の分野では「60歳以上」の者を高齢者とすることが多い。例えば、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（最終改正：令和元年6月14日）」第5条第1項で規定する、サービス付き高齢者向け住宅の入居対象とする高齢者は、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年8月12日）」第3条において「60歳以上」の者と規定されている。
- 注 4) 平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された。この法律により公営住宅法の一部改正が行われ、公営住宅の入居資格要件において、改正前の公営住宅法（第23条第1項）で規定されていた「現に同居し、又は同居しようとする親族があること（ただし、50歳以上の者、身体障害者等の政令で定める者については単身での入居が可能）」とする同居親族要件が廃止されることとなった（施行日は平成24年3月31日）。このため、地方公共団体において、引き続き同居親族要件の維持、単身入居について一定の制限等を必要とする場合は、各地方公共団体で定める条例において規定することが必要とされている。現在定められている各地方公共団体の条例では、一般的には改正前の公営住宅法の規定と同様、60歳以上の者を単身入居要件に定めている場合が多いが、本プログラムでは、様々な地方公共団体のニーズに対応できるよう選択肢の拡充をしている。
- 注 5) 公営住宅法第23条第1項の規定では、「入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案」して各事業主体の条例で裁量階層を定めることができることとなっている。裁量階層として規定する子育て世帯については、地域の実情に応じて様々な子どもの年齢や子どもの人数の世帯が規定されている。このため、本プログラムでは、国勢調査の集計表の表章区分に基づき、「18歳未満」（概ね高校生まで）の範囲内で、「15歳未満」（概ね中学生まで）、「12歳未満」（概ね小学生まで）、「6歳未満」（概ね小学生前の乳幼児）の区分に加え、多子世帯を対象とし、地方公共団体の実情に応じて、裁量階層の入居資格要件を有する子育て世帯の子どもの年齢を選択できるようにしている。
- なお、「住宅セーフティネット法」で定める住宅確保要配慮者第2条第1項第5号では、子育て世帯とは「子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を養育している者」と定義している（図2.4参照）。
- 注 6) 「公営住宅等による要支援世帯数」の推計にあたっては、フローとしての収入だけでなく、貯蓄等の資産を考慮し、高額貯蓄世帯を要支援世帯から除外することについての検討ニーズも想定される。しかし、地方公共団体ごとの借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の貯蓄額について統計的に把握するうえでの制約が大きいため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では対応していない。詳細は第4章の4.2.1の注4を参照。
- 注 7) 高家賃負担率以上の世帯とは、年収200万円未満世帯の平均家賃負担率以上の家賃負担をしている世帯と定義する。年間収入階級が低い世帯ほど家賃負担率は高くなる傾向にあることは既によく知られているところであることから、過去の住宅・土地統計調査で共通的に把握できる最も低い年間収入階級である200万円未満の世帯の平均家賃負担率を用いている。詳細は第4章の4.2.1の【ステップ3】⑩-3を参照。
- 注 8) 住宅確保要配慮者として「障害者」のいる世帯数の住宅確保も課題であるが、世帯人数別の障害者のいる世帯の割合など、障害者のいる世帯数を把握するための統計データは不足しているため、現時点では適切に推計することができない。このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」においては、障害者のいる世帯数を抽出して出力・表示することには対応していない。今後の検討課題である。なお、統計上、低額所得である障害者のいる世帯の場合は低額所得世帯に、高齢者である障害者の単身世帯や

夫婦のみ世帯の場合は高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯に含まれていることになる。

注9) 町村については、人口1万5千以上の町村は、住宅・土地統計調査の調査対象となりうる（標本調査区の抽出と対象とされている）。しかし、標本数の制約上、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」に用いるクロス集計表の利用においては制約がある。

注10) 推計に用いる住宅・土地統計調査データの年次は、【政令市①】のプログラムでは、平成10年以降の各調査であるが、【一般市①】のプログラムでは、平成15年以降の各調査である。一般市では、推計のベースとなる「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数」の集計表が平成15年以降の調査でしか表章されていないためである。

また、平成25年、平成30年住宅・土地統計調査では、政令市について「21大都市」と表記されており、この21大都市には、東京特別区部（23区の合計）が含まれている。特別区については、区部全体（23区の合計）で推計する場合は【政令市版】を用い、区ごとに推計する場合は【一般市版】を利用する。

なお、住宅・土地統計調査の集計表が表章されていない町村を対象とした、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」【町村版】は別途改めて公開する予定である。

注11) プログラムでは、統計調査データで把握できる実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行っている。こうしたトレンド推計を行う場合、投入できる実績値が多いほど推計の精度が向上する。このため、市との合併の場合は、投入する実績値の多い【一般市①】のプログラムを利用することが望ましい。

注12) 注2と同様である。

注13) 国勢調査において、世帯主年齢5歳階級別一般世帯数及び年齢5歳階級別人口は全市区町村で表章されているため、（推計上の実績値として用いている）1995年以降に市町村合併をしている場合は、合併した該当市区町村の人口・世帯数を足し合わせて過去の実績値を計算し、それをもとに推計を行う。

このため、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」の「統計データ入力シート」では、入力漏れを防止するため、入力番号1（図注1）において合併等以前に現在の当該市区町村を構成していた旧市区町村名を記入したうえで、入力番号2において過去の各時点での当該市区町村を構成していた各市区町村の世帯主年齢5歳階級別一般世帯数及び年齢5歳階級別人口を入力することとしている。

1 【入力】〈市町村合併〉 当該市区町村を構成する合併前の市区町村の変遷（シート：A-1 関係）

入力済

〈対象市区町村〉 1995年以降に市町村合併等をしている場合の当該市区町村を構成する合併前市区町村の変遷

部分に【市町村合併の推移：当該市区町村（2015年現在）を構成する各時点での市区町村名】のデータを入力

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
1	旧X2市	旧X1市	X市	X市	X市
2	A町	なし	なし	なし	なし
3	B町	B町	なし	なし	なし
4	C町	C町	なし	なし	なし
5	なし	なし	なし	なし	なし
6	なし	なし	なし	なし	なし
7	なし	なし	なし	なし	なし
8	なし	なし	なし	なし	なし
9	なし	なし	なし	なし	なし
10	なし	なし	なし	なし	なし
11	なし	なし	なし	なし	なし
12	なし	なし	なし	なし	なし
13	なし	なし	なし	なし	なし
14	なし	なし	なし	なし	なし
15	なし	なし	なし	なし	なし

※ 各年次の10月1日時点

対象市(旧 X2 市)は、1995 年～2000 年の間に A 町を吸収合併し旧 X1 市となり、さらに 2000 年～2005 年の間に B 町と C 町を吸収合併して現在の X 市となった例。

- ・2000年時点以前では合併前のB町とC町を記入  
→ X市の2000年時点の人口・世帯数は、旧X1市+B町+C町
- ・1995年時点ではB町とC町に加え、合併前のA町を記入  
→ X市の1995年時点の人口・世帯数は、旧X2市+A町+B町+C町

図注.1 1995年以降の市町村合併の変遷を整理するための入力欄

注14) 注2と同様、e-Stat（政府統計の総合窓口：<https://www.e-stat.go.jp/>）より入手できる。

注15) 『日本の地域別将来推計人口』（平成30年（2018年）3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）による人口推計は、2045年の値まで推計されているため、これと推計期間を合わせることで、より長期的な将来の動向を把握することとしている。

注16) 人口・世帯の増減傾向、年齢別の人口や世帯主年齢別の世帯数の傾向などが都道府県の平均値に近い市区町村では、市町村ごとの世帯主率を推計せずに、都道府県の値をそのまま適用することが考えられる。

注17) 「住宅セーフティネット法」第2条第1項第1号で定める、いわゆる「低額所得者（世帯）」については、同法国土交通省令第1条及び第2条において「政令月収15.8万円以下の世帯」と定義されている。なお、低額所得世帯のうちの単身者の扱いについては、60歳以上の高齢単身世帯は住宅確保要配慮者として別途推計され、結果が出力・表示されるため、ここでは高齢単身世帯を除く世帯を対象として推計することを基本（デフォルト）としている。ただし、各地方公共団体において、公営住宅の入居資格者として定められている単身者の年齢を設定（選択）して推計をすることが可能である。